

トラック物流問題解決に向けた オンライン説明会

令和8年5月26日(火)14:00～15:35

5月の担当：

国土交通省 関東運輸局

タイトル		登壇者	時間
1	開会のご案内	- 藤田 礼子 関東運輸局 局長 - トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分
2	国土交通省からのお知らせ	上中 理史 国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室	5分
3	物流効率化法における特定事業者の指定の届出及び統括物流管理者の選任	田中 昌太 国土交通省 物流・自動車局 物流政策課 主査	15分
4	物流DXが求められる背景と国交省の政策	細野 桂一 国土交通省 関東運輸局 交通政策部 環境・物流課 課長	10分
5	事例紹介	- 神代 秀崇 様 六興実業 株式会社マネージャー - 古尾谷 宗一郎 様 神奈川県中小物流事業者地域連携モーダルシフト検討協議会 (幹事会社: (株)PURELOGI) - 北本 優人 様 株式会社 Hacobu マーケティングコミュニケーション部	15分 × 3
6	事例紹介質疑応答	同上	10分
7	閉会のご案内	トラック・物流Gメンアシスタント事務局	5分

開会のご案内

ご挨拶

藤田 礼子（関東運輸局 局長）より

本説明会は、以下について、
制度・支援策の周知と関係者間の理解促進を目的としています。

1

物流2024年問題の背景・政策

(ドライバーの残業上限規制や働き方改革等がなぜ必要なのか、背景と実施政策を説明)

2

国交省、関係省庁からのトピック

(各省報道発表関係資料から参加者の関心に合う情報を提供)

3

参加者の問題意識、取組みについて共有

(参考になる同種事業者の好事例、失敗例も紹介)

4

物流効率化に向けた取組み事例紹介

5

トラック・物流Gメンの活動について

国土交通省からのお知らせ 最近のトピック(国土交通省報道発表等)

最近のトピック一覧(オンライン説明会5月期)

NO	掲示日	トピックのタイトル	URL	コード
1	—	キャリアラダーの構築・活用（スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業）	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_71141.html	
2	令和8年4月27日	令和8年度「地域物流脱炭素化促進事業（次世代エネルギー（水素・バイオマス））」（補助事業）の公募開始～水素・バイオマスを活用した先進的な取組を支援します～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001008.html	
3	令和8年5月11日	「自動運転トラック実装支援事業」（補助事業）の公募開始～自動運転技術を活用した持続可能な物流サービスの構築を支援します～	https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_001009.html	

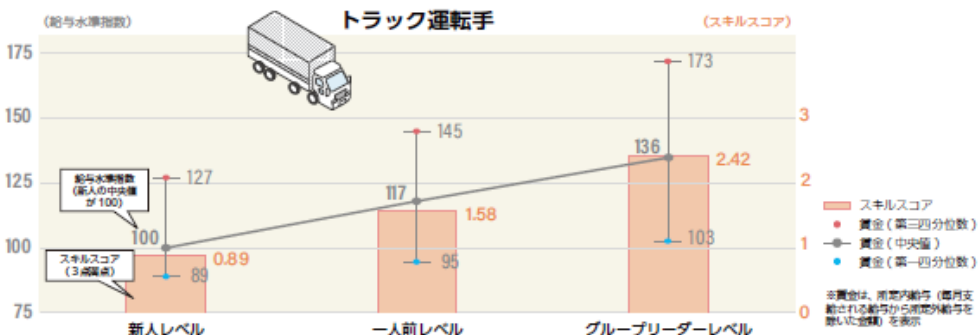
運送業の事業者の皆さま 「キャリアラダー」を つくってませんか

「スキルと給与とキャリアラダーの事例集」のご案内

運送業の現場で働く従業員が、仕事を通じてスキルを高め、経験を積みながら、段階的に役職や給与を高めていく「キャリアラダー」について、企業の事例を紹介する「スキルと給与とキャリアラダーの事例集」を作成しました。

従業員一人ひとりがどんな役割を担い、スキルを発揮しているかを評価して、昇進や昇給などの処遇に反映させることによって、従業員のさらなるスキルアップが期待できます。
また、スキルと処遇を結びつけることで、適正な賃上げが実現できる点でもメリットがあります。

トラック運転手のキャリアに応じたスキルと賃金の上がり方

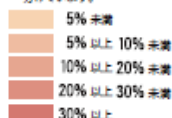


	新人レベル	一人前レベル	グループリーダーレベル
キャリアの特徴	運転業務に慣れながら、交通安全の遵守や商品別の取扱い方法、配送ルートなどを覚えていく段階	基本的な業務ができることを前提に、難易度が高い商品やルートを取ったり、担当外の応援に入ったりできる段階	業務への習熟や運転技能・安全性の高さから、他のドライバーへの指導的な立場を担う段階
資格・検定	フォークリフト運転技能者	- はい作業主任者 - 危険物取扱者 (各種) - 小型移動式クレーン運転士 - 玉掛け技能者	- 運行管理者 (貨物) - 整備管理者 - その他 (防火管理者、衛生管理者等)

全レベル共通：各種の自動車運転免許

経験年数	新人レベル	一人前レベル	グループリーダーレベル
1～2年			
3～4年			
5～7年			
8～10年			
11年以上			

※アンケートの回答の多さで色を分けています。



- 本事業の特徴は、アンケート調査の結果からトラック運転手のスキルレベルを数値化した「スキルスコア」(3段階)を作成したことです。トラック運転手が発揮しているスキルを確認するために、各企業で標準的な従業員がどのような裁量で仕事を担当しているか、レベル別に確認しました。

トラック運転手のスキルスコア一覧

総合スコア (3段階)



点数のつけ方	
他の従業員を指導しつつ、自身の判断で遂行している	3点
自身の判断で遂行している	2点
指導を受けながら遂行している	1点
担当していない	0点

		新人	一人前	グループリーダー
配車・運行管理	01 配車・運行管理実務における基本動作	0.51	1.27	2.48
	02 作業量の把握	0.43	1.25	2.46
	03 運転者や車両の把握・調整	0.41	1.14	2.42
	04 運転者や車両の配置	0.32	0.91	2.37
	05 社外作業力の運用	0.43	1.08	2.31
	06 作業改善	0.45	1.31	2.27
	07 業務基準の作成・遵守	0.33	0.95	2.25
	08 業務制の作成・遵守	0.29	0.89	2.33
	09 異常気象時の措置 (台風・大雪・大地震等)	0.56	1.18	2.12
	10 情報システムの導入推進	0.36	0.80	2.13
	11 運転者に対する指導監督	0.18	0.94	2.31
	12 事故処理	0.47	1.03	2.08
	13 運行管理に係わる記録等の管理	0.55	1.03	2.27
輸送・配車作業	14 運転者の業務	1.02	1.61	2.37
	15 日常点検	1.25	1.88	2.52
	16 点呼の励行	1.27	1.78	2.44
	17 運行内容の確認と理解	1.17	1.85	2.48
	18 貨物の積み付け (固縛)	1.19	1.98	2.61
	19 業務記録等による記録	1.28	1.94	2.48
	20 情報機器の取扱	1.16	1.79	2.37
	21 運転者のマナーと顧客対応	1.19	1.93	2.55
	22 貨物事故発生時の対応	0.96	1.50	2.16
	23 交通事故発生時の対応	1.00	1.48	2.11
	24 大型自働車の運転	0.94	1.82	2.50
	25 トレーラの運転	0.74	1.74	2.41
	26 大型特殊自働車の運転	0.79	1.69	2.50
	27 輸送	1.22	1.93	2.57
	28 積込・荷下ろし	1.26	1.99	2.63
	29 輸送商品の理解	1.18	1.91	2.54
	30 輸送品質の管理	1.11	1.82	2.51
	31 輸送商品の衛生管理	1.15	1.85	2.56
	32 輸送梱包作業	1.07	1.92	2.61
	33 輸送梱包の適正化	1.05	1.87	2.58
総合スコア (上記全スコアの加重平均値)		0.89	1.58	2.42

「スキルと給与とキャリアラダーの事例集」は、厚生労働省Web サイトにて公開中です。

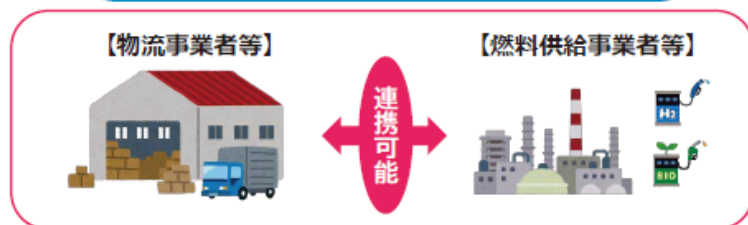
トラック運転手のキャリア段階別にみたスキルレベルと給与水準についての詳しい情報と、トラック運転手が自分のスキルレベルを確認し、能力開発やキャリア開発のための上司との面談で活用できるスキルチェックシートを厚生労働省ホームページに掲載しています。ぜひご活用ください。



次世代エネルギーである水素・バイオマスを活用した「先進的な取組」を行う物流事業者等

補助金
補助率 1/2 (上限あり)※
まで交付します!
※詳しくは公募要領をご確認ください。

補助対象設備 【次世代エネルギー(水素・バイオマス)】



【水素を活用した取組】



【バイオマスを活用した取組】



補助金に関する不明点は、以下ホームページに掲載の公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

地域物流脱炭素化促進事業事務局

TEL: 050-5536-6831 【受付時間】 平日10:00～17:00(土日祝日を除く)

mail: logigx_r08@bg.pacific-hojo.jp

H P: <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>



支援対象となる「先進的な取組」の要件・補助対象経費

【水素を活用する取組】

	設備	条件	要件	補助対象
つくる	① 水素製造設備の導入 ※2※3	物流業務用FCV等に水素を供給するための設備	①③のうち1つ以上	○
	② 既存の水素製造設備の活用 ※1			×
	③ 購入した水素の活用	物流業務用FCV等に水素を供給するための購入(水素の供給源の種別を問わない)		×
ためる	④ 水素貯蔵・充填設備の導入 ※2※3	物流業務用FCV等に水素を供給するための貯蔵・充填設備(液水対応装置、圧縮機、蓄圧器、気化器、プレクーラー、デイスベンサー等)	かつ ④⑤のうち1つ以上	○
	⑤ 既存の水素貯蔵・充填設備の活用 ※1			×
つかう	⑥ 物流業務用FCVの導入	水素を燃料とした燃料電池のみで走行する物流業務用FCV	かつ ⑥⑦のうち1つ以上	○
	⑦ FCフォークリフトの導入	燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフト(荷重は問わない)		○

【バイオマスを活用する取組】

	設備	条件	要件	補助対象
つくる	⑧ バイオ燃料製造設備の導入 ※2※3	物流業務用BDF車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための設備	⑧⑩のうち1つ以上	○
	⑨ 既存のバイオ燃料製造設備の活用 ※1			×
	⑩ 購入したバイオ燃料の活用	物流業務用BDF車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための購入(FAMEまたはHVO、配合比率は問わない)		×
ためる	⑪ バイオ燃料貯蔵・給油設備の導入 ※2※3	物流業務用BDF車両等にバイオディーゼル燃料を供給するための貯蔵・給油設備	かつ ⑪⑫のうち1つ以上	○
	⑫ 既存のバイオ燃料貯蔵・給油設備の活用 ※1			×
つかう	⑬ 物流業務用BDF車両の導入 ※4	バイオディーゼル燃料で走行する物流業務用BDF車両	かつ ⑬⑭のうち1つ以上	○
	⑭ BDFフォークリフトの導入	バイオディーゼル燃料を燃料として使用するBDFフォークリフト(荷重は問わない)		○

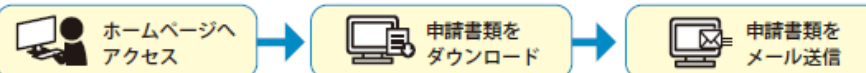
【上記に付随】

	設備	条件	要件	補助対象
⑮	先進的な取組に必要な機器類 ※5	無人搬送機、無人配送ロボット、エネルギー管理システム、温室効果ガス排出量算出・可視化ツール、トラック予約受付システム等	×	○

- ※1 燃料供給事業者等が「つくる」「ためる」の取組を実施し、物流事業者が「つかう」の取組を実施する形で、物流事業者と燃料供給事業者等との連携による共同申請が可能。ただし、この場合において②③④⑤は要件とはならない
- ※2 ①③⑧⑩は令和11年度までに導入する場合も要件に含まれる。ただし、申請時に見込み年度までに導入する旨を記した誓約書等の提出が必要
- ※3 ①③⑧⑩は能力増強を伴う補強又は増設を行う場合も補助対象
- ※4 B5燃料を使用するトラック導入時は、原則B5燃料のみを使用すること。また財産処分制限期間において、使用記録として帳簿等の証票が必要
- ※5 先進的な取組に必要な機器類については、協議の上、判断

申請方法 HP: <https://pacific-hojo.com/bgxx/content/>

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



申請受付期間

令和8年4月27日(月) 14:00 ~ 令和8年6月5日(金) 16:00



事業目的

○ 高速道路におけるレベル4自動運転トラックを活用した貨物運送について、輸送効率を向上させるための **1対多の遠隔監視等の実証経費**や2026年度以降の**早期の社会実装に向けた初年度の運行経費**の一部を支援する。

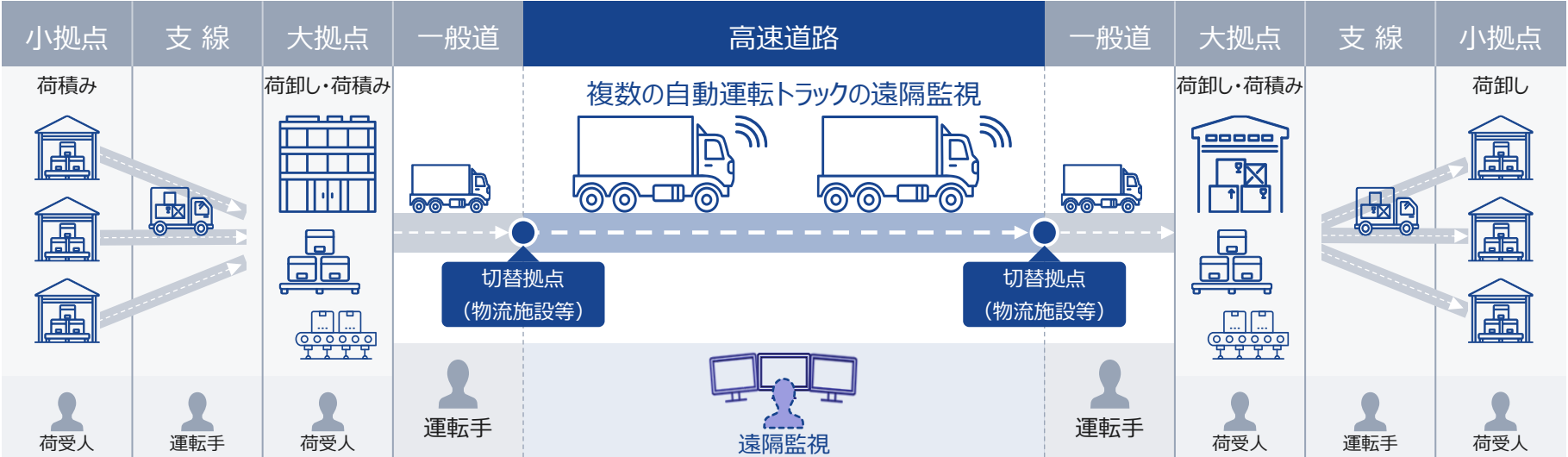
- 事業概要
- 自動運転トラックを活用した貨物輸送の早期実装に向けた取組について、トラック事業者等が負担する経費の一部を支援。
- <対象事業のイメージ>

 - 物流拠点間の幹線道路における自動運転トラック（セミトレーラ、ダブル連結トラック等を含む）によるピストン輸送
 - 自動運転トラックが鉄道・港湾・空港等に取り入れる際の混在交通（地上作業員など）への対応や自動荷役機器等との連携
 - 自動運転トラックの活用にあ資する物流拠点の整備・最適化 等
- <対象事業者>

 - トラック事業者、自動運転関連事業者 等
- <補助対象経費>

 - 自動運転車両の導入経費：車両購入費・部品費・架装費 等
 - 物流拠点整備・改修費用：駐車スペース、トラックバースの造成・舗装 等
 - 物流システム構築・改修費：1対多運行、混在交通、自動荷役機器等との連携に対応した運行システム等の構築・改修経費 等
 - **早期の社会実装に向けた初年度の運行経費**
- <補助率等>

 - 補助率1/2以内



物流効率化法における特定事業者の 指定の届出及び 統括物流管理者の選任

物流効率化法における特定事業者の指定の届出 及び統括物流管理者の選任について

令和 8 年 5 月
物流・自動車局
物流政策課

目次

- 1. 物流効率化法の改正概要**
- 2. 特定事業者の指定に係る届出のオンライン申請方法**
- 3. 物流統括管理者の選任のオンライン申請方法**
- 4. よくある質問**

1. 物流効率化法の改正概要について

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

(公布日：令和6年5月15日)

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性。
 - ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
- 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。

改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

一部を除き令和7年4月1日施行

【流通業務総合効率化法】

- ①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1 元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。⇒令和8年4月1日施行
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。⇒令和8年4月1日施行
- ※法律の名称を変更。
- ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者の選任**を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

令和7年4月1日施行

【貨物自動車運送事業法】

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

改正物流効率化法の規制的措置のポイント（２年目施行分）

令和８年４月１日施行

（公布日：令和６年５月15日）

特定事業者の指定基準等のポイント

- 全体への寄与度がより高い**大手の事業者が指定**されるよう、以下の**指定基準値を超える事業者を「特定事業者」として指定**し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

＜特定事業者の指定基準値＞

特定荷主・特定連鎖化事業者

取扱貨物の重量 9万トン以上
（上位3,200社程度）

特定貨物自動車運送事業者等

保有車両台数 150台以上
（上位720社程度）

特定倉庫業者

貨物の保管量 70万トン以上
（上位70社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

- （１）実施する措置
- （２）実施する措置の具体的な内容・目標等
- （３）実施時期 等

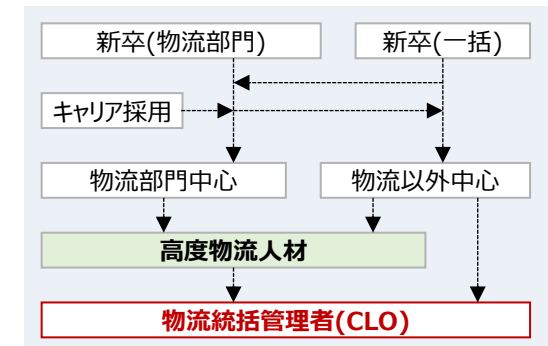
定期報告

- （１）事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式）
- （２）判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述）
- （３）荷待ち時間等の状況【荷主等】

- 特定事業者のうち荷主・連鎖化事業者には、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある役員等の経営幹部から、以下の業務を統括管理する物流統括管理者（CLO※）の選任を義務付け。**

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

※Chief Logistics officer



物流統括管理者のキャリアパス（イメージ）

今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布
- **2025年4月1日** **法律の施行①**
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表 等
- **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施
- **2026年4月1日** **法律の施行②**
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**
 - 荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末※** **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末
- **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施
- **2027年7月末** **定期報告**の提出

特定事業者の指定に向け
荷主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉庫：保管量の把握

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

特定荷主等の改正物効法への対応のフロー図（全ての荷主等／特定荷主等）



努力義務への 対応

- ・運送委託／貨物受渡しのパターンを把握 → **自社が改正物効法上のどの荷主に該当するかを把握**
- ・各施設／運行における判断基準の取組状況を整理
- ・物流改善に向けた責任者等の体制を構築し、取組を行う

取扱貨物重量 の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者等としての年度の取扱貨物重量をそれぞれ算定

特定事業者の 指定の届出

- ・第一種荷主、第二種荷主、連鎖化事業者等のいずれかとして前年度の取扱貨物重量が9万トンを超える場合は、荷主事業所管省庁等に届出を行い、特定事業者の指定を受ける（**5月末×・初回のみ**）

物流統括管理 者の選任

- ・特定事業者の指定を受けた後、物流統括管理者を選任し、届出を行う（**特定事業者の指定後すみやかに**）
（※特定荷主及び特定連鎖化事業者のみ）

中長期計画の 策定

- ・運送委託／貨物受渡しの全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画（**2026年は10月末×・毎年度提出すること**
を基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末×）

定期報告の 提出

- ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等を見える化し、関係者の連携を促す（**2027年7月末×・以降毎年度7月末×**）

評価・公表

- ・定期報告や希望する荷主の報告を評価し、優良事業者を公表（2027年度以降）

→e-Gov電子申請／審査支援サービスを利用して各種手続きの提出・審査を行う

（さらに、従来の規定にあった総合効率化計画の手続（申請・変更・報告）も併せて組込む）

特定トラック事業者等の改正物効法への対応のフロー図

努力義務への 対応等

- ・積載効率の向上等に向けた取組状況を整理

保有車両台数の 把握

- ・事業（法人番号）ごとに、前年度の保有車両台数を算定し、特定貨物自動車運送事業者等に該当するか確認

特定事業者の 指定の届出

- ・特定貨物自動車運送事業者等が前年度の保有車両台数が150台以上の場合は、国土交通省に届出を行い、特定事業者の指定を受ける（5月末✕・初回のみ）

中長期計画の 策定

- ・積載効率の向上等に向けた取組の全体像と改善の優先順位・方法を検討
- ・輸送網の集約や配送の共同化に向けた事業者間協議などの長期的な対応を含めて計画（2026年は10月末✕・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末✕）

定期報告の 提出

- ・判断基準の取組に係る進捗状況を記載するとともに、参考情報欄で判断基準の取組状況等以外の取組が見える化を実施（2027年7月末✕・以降毎年度7月末✕）

倉庫業者の改正物効法への対応のフロー図（全ての倉庫業者／特定倉庫業者）

努力義務への 対応

- ・各施設／運行における判断基準の取組状況を整理
- ・物流改善に向けた体制を構築し、取組を行う

取扱貨物重量 の把握

- ・事業者（法人番号）ごとに、保管量※を算定
（※保管量：報告年度の前年度において当該倉庫業者がその倉庫業の用に供する倉庫において新たに寄託を受けた貨物の重量を算定し、合算して得た重量）

特定事業者の 指定の届出

- ・保管量が70万トンを超える場合は、国土交通大臣に届出を行い、特定事業者の指定を受ける
（5月末×・初回のみ）

中長期計画の 策定

- ・荷待ち時間等の全体像を把握し、改善の優先順位・方法を検討
- ・取引先との協議や施設整備などの長期的な対応を含めて計画
（2026年は10月末×・毎年度提出することを基本としつつ、計画内容に変更がなければ5年ごと7月末×）

定期報告の 提出

- ・判断基準の取組状況や荷待ち時間等を把握するとともに、参考情報欄で取引先との協議状況や施設の制約、業種特性等が見える化し、関係者の連携を促す
（2027年7月末×・以降毎年度7月末×）

評価・公表

- ・定期報告や希望する事業者からの報告を評価し、優良事業者を公表
（2027年度以降）

荷主等の定義・義務

種別	定義（第30条／第45条）	努力義務(※)	特定事業者の義務
貨物自動車運送事業者等	貨物自動車運送事業者等貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業者」という。）及び同法第三十七条の二第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者をいう。	第34条 ・積載効率の向上等（輸送網の集約、配送の共同化等）	・中長期計画 ・定期報告
第一種荷主	自らの事業（ <u>貨物の運送の事業を除く。</u> ）に関して継続して <u>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者</u> （第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。） <u>に貨物の運送を行わせることを内容とする契約</u> （貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約を除く。） <u>を締結する者</u> をいう。	第37条第1項～第3項 ・積載効率の向上等（リードタイムの確保等） ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（パレットの利用等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
第二種荷主	次に掲げる者をいう。 イ 自らの事業（ <u>貨物の運送及び保管の事業を除く。</u> ）及び第四十五条第五項において同じ。）に関して継続して <u>貨物</u> （自らが貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託する貨物を除く。） <u>及び第四十二条第四項において同じ。）を運転者（他の者に雇用されている運転者に限る。</u> 以下この号において同じ。） <u>から受け取る者又は他の者をして運転者から受け取らせる者</u> ロ 自らの事業に関して継続して <u>貨物を運転者に引き渡す者又は他の者をして運転者に引き渡させる者</u>	第37条第4項・第5項 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等） ・荷役時間の短縮（検品の効率化等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任
貨物自動車関連事業者	次に掲げる者をいう。 イ 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（以下「倉庫業者」という。） ロ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に掲げる事業を営業者であって、当該事業について運転者との間で貨物の受渡しを行うもの ハ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項の航空運送事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該航空運送事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者 ニ 鉄道事業法第二条第二項の第一種鉄道事業又は同条第三項の第二種鉄道事業を営業者のうち貨物の運送を行うものであって、当該第一種鉄道事業又は当該第二種鉄道事業について運転者との間で貨物の受渡しを行う者	第41条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・荷役等時間の短縮（停留場所の拡張、荷役等に前後する貨物の搬出入の迅速化等）	・中長期計画 ・定期報告
連鎖化事業者	定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下この条において「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日及び時刻又は時間帯を運転者に指示することができるもの	第45条 ・荷待ち時間の短縮（日時指定時の考慮等） ・積載効率の向上等（第一種荷主への協力等）	・中長期計画 ・定期報告 ・物流統括管理者の選任

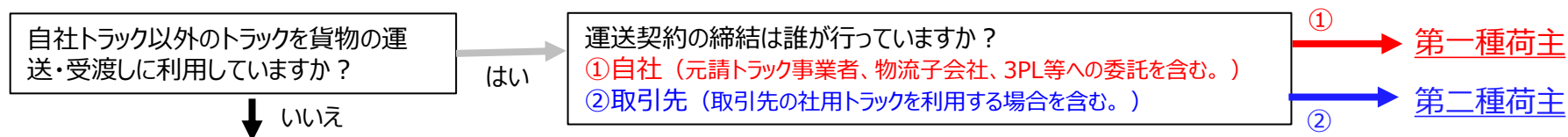
(※)荷役等時間の短縮の対象は、荷主自身が管理する施設及び寄託先の施設におけるもの。荷待ち時間の短縮の対象は、加えてその周辺の場所におけるもの。

荷主の考え方

Q. 改正物効法の努力義務について、具体的には何をすればよいのか。

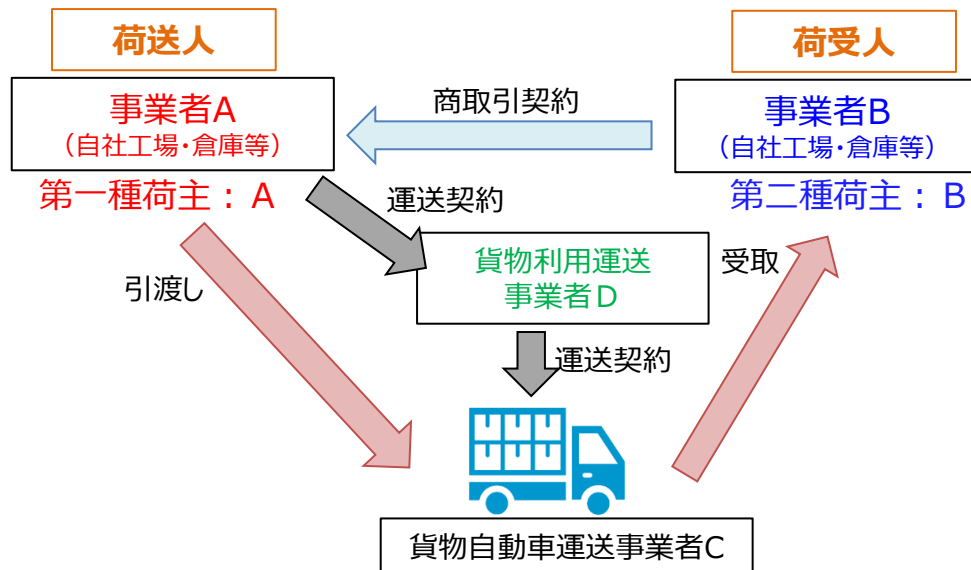
→ 自らの事業に関するトラックの利用状況と荷主等の区分（第一種荷主、第二種荷主等）を確認の上、努力義務とされている荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮及び積載効率の向上等に取り組んでください。

具体的に取り組むべき事項については、判断基準を参照いただき、各事項について、行っている取組の内容又は取組を行わない理由を、対外的に説明できるようにしてください。

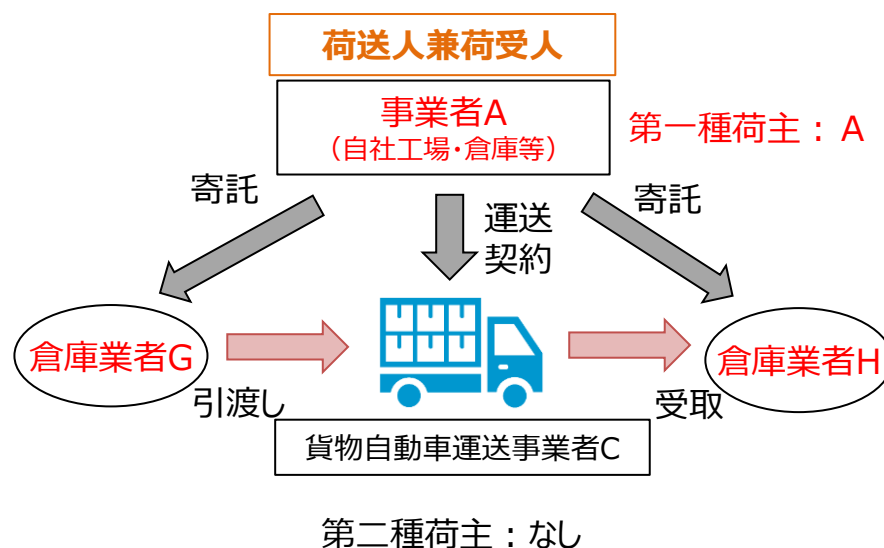


改正物効法上の荷主には該当しない ※改正物効法第32条の責務規定のみ

例 1) 物流子会社、3PL等を利用する場合



例 2) 社内物流の場合



①貨物の重量の算定方法

「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」(2025年8月29日公布)
(特定第一種荷主の指定に係る貨物の重量の算定方法に関する規定)

第一条：令第六条（特定第一種荷主の指定に係る重量）第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 実測
- 二 対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる方法
- 三 対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法
- 四 対象貨物の運送に係る貨物自動車の最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる方法
- 五 対象貨物の売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する方法※¹
- 六 第二種荷主としての対象貨物の重量（受渡し貨物重量）が第一種荷主としての対象貨物の重量（委託貨物重量）とおおむね一致する場合に、受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす方法
- 七 対象貨物に係る運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合に、当該重量を運送ごとに区別する方法
- 八 一～七の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

各企業・業界の実態に応じて選択

さらに、重量の算定に当たっては、以下の重量を考慮しないことができます。

①郵便物、②信書便物、③特別宅配貨物※²、④軽量な資材や事務用品※

取扱貨物や事業に応じて
使い分け・合算も可能

※¹ 換算係数としては、例えば、物流センサス付属資料の出荷原単位を利用することが考えられる。

※² 特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる運送であって、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。

※³ 当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができる。

②特定荷主の指定に係る届出

(特定荷主の指定)

第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主のうち、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。次項及び第三項第二号において同じ。）を行わせた貨物について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第三項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

5 荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行う日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができないものを除く。次項及び第七項第二号において同じ。）について政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が政令で定める重量（次項及び第七項第二号において「基準重量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たり一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

一 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物

二 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物

三 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物

四 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

主な商材に限らず、原則取り扱う貨物
全てを重量に計上

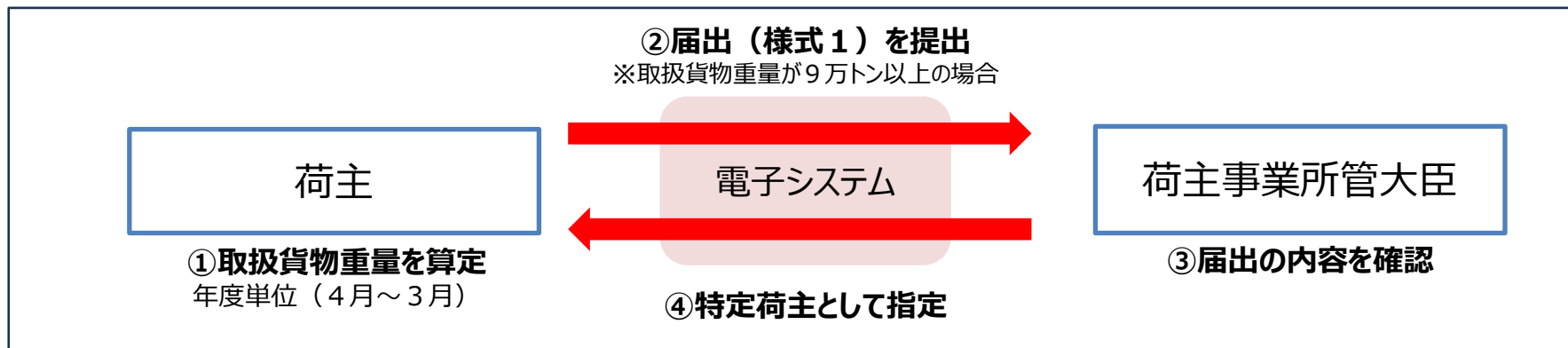
○ 貨物の重量の算定方法について

荷主が自社の取扱貨物の重量を把握している場合は、当該重量の合計重量を自社の取扱貨物の重量として、基準重量（9万トン）と比較してください。

他方、輸送量を容積で把握している、多品目の受取りが主である等の特殊性を有する業種においては、重量を把握することに多大なコストがかかることが想定されるため、重量の算定に当たって、例えば、次項の算定方法を用いることを可能とします。

②特定荷主の指定に係る届出

○届出の流れ



○届出のイメージ

【様式1：事業者に関する事項】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
第一種荷主分	主たる事業	第二種荷主分	
主たる事業の細分類番			
貨物の運送の委託の状況（年度）	☐ 9万トン以上	記載は任意 (把握していれば記載)	
貨物の受渡しの状況（年度）	☐ 9万トン以上		
備考			

該当する場合にチェックを入れる
(両方該当する場合は両方に入れる)

(参考) 特定荷主の指定の届出の様式

様式第1 (第2条関係)

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

殿

年 月 日

住所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称				
主たる事務所の所在地	〒			
主たる事業				
主たる事業の細分類番号				
貨物の運送の委託の状況 (年度)	☐ 基準重量以上		トン	
貨物の受渡しの状況 (年度)	☐ 基準重量以上		トン	
備考				

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
3 貨物の運送の委託の状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第3項で定める重量（法第45第1項に規定する基準重量）以上である場合に

○ 指定の届出に係る注意点について

- 第一種荷主としての取扱い貨物の重量と第二種荷主としての取扱い貨物の重量を分けて算定いただき、基準重量（9万トン）を超える区分のみ特定荷主の指定の届出を提出する。
→ 例えば**第一種荷主として10万トン、第二種荷主として6万トン**の場合は、**第一種荷主のみ必要事項を記載し提出**。
- 第一種荷主、第二種荷主それぞれの重量が9万トンに達していなければ、本届出を提出する必要はない。
→ 例えば、**第一種荷主として8万トン、第二種荷主として8万トンで合計16万トンであったとしても、それぞれの区分で9万トンに達していないため、届出の提出は必要無い**。
- 具体的な取扱い貨物の重量の記載は“任意事項”とする
→ 例えば、自社の取扱貨物重量が第一種荷主として明らかに基準重量（9万トン）を超えるということであれば、「**☐基準重量以上**」という欄に**チェックを付し、具体的な重量数については必ずしも記載いただく必要は無い**こととする。
- 前年度実績が基準以上であるにも関わらず、所管大臣への届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合には、五十万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

①特定トラック事業者の指定

(特定貨物自動車運送事業者等の指定)

第三十七条 国土交通大臣は、貨物自動車運送事業者等のうち、政令で定めるところにより算定した年度の輸送能力が政令で定める輸送能力（次項及び第三項第二号において「基準能力」という。）以上であるものを、その雇用する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量を特に増加させる必要がある者として指定するものとする。

150台

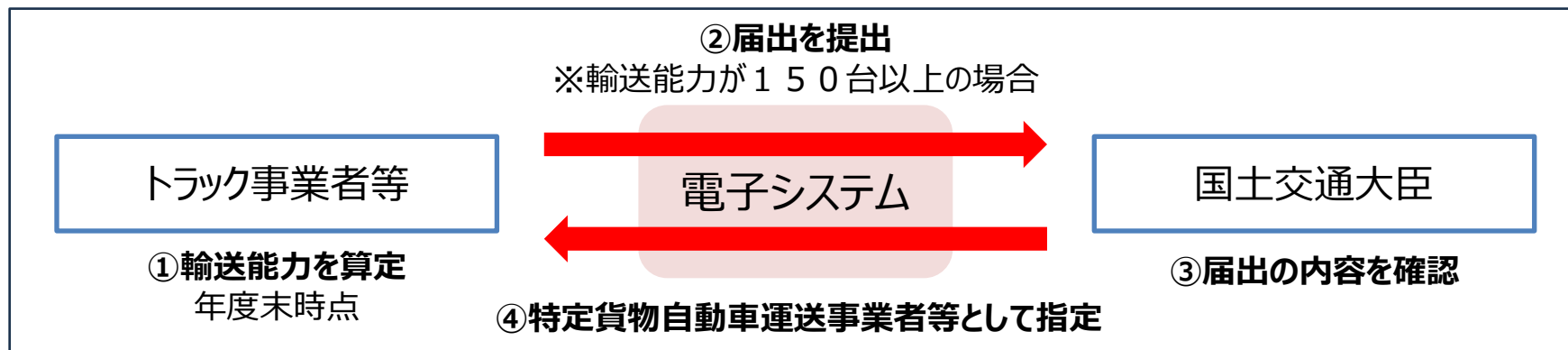
(物資の流通の効率化に関する法律施行令 第5条第2項)

2 貨物自動車運送事業者等は、前項の政令で定めるところにより算定した前年度の輸送能力が基準能力以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その輸送能力に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された貨物自動車運送事業者等（以下「特定貨物自動車運送事業者等」という。）であるときは、この限りでない。

3・4 略

②特定トラック事業者等の指定届出

○届出の流れ



○輸送能力の算定方法

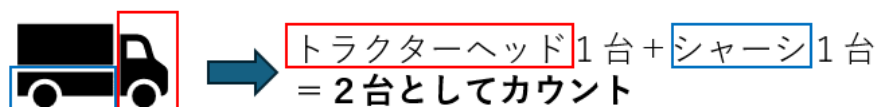
- ・トラック事業者等は、届出の要否を判断するために、前年度末において保有する貨物自動車のうち、**自らの貨物自動車運送事業と第二種貨物利用運送事業の用に供するものの合計数**を算定し、**基準能力（150台）**と比較する必要があります。
- ・なお、右図のとおり、**輸送能力としての車両台数の算出には被けん引車も含まれます**。例えば、セミトレーラーの場合、けん引車（トラクターヘッド）と被けん引車（シャーシ）はそれぞれ1台ずつの計2台として取り扱います。

算定方法のイメージ

① トラックの場合



② セミトレーラーの場合



①特定倉庫業者の指定、保管量の算定方法

(特定倉庫業者の指定)

第五十五条 国土交通大臣は、倉庫業者のうち、政令で定めるところにより算定した年度の貨物の保管量が政令で定める保管量（次項及び第三項第二号において「基準保管量」という。）以上であるものを、運転者の荷待ち時間等の短縮に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

70万トン

（物資の流通の効率化に関する法律施行令 第9条第3項）

2 倉庫業者は、前項の政令で定めるところにより算定した前年度の貨物の保管量が基準保管量以上であるときは、国土交通省令で定めるところにより、貨物の保管量の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された倉庫業者（以下「特定倉庫業者」という。）であるときは、この限りでない。

3・4 略

「国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則」（一部改正につき2025年8月29日公布）

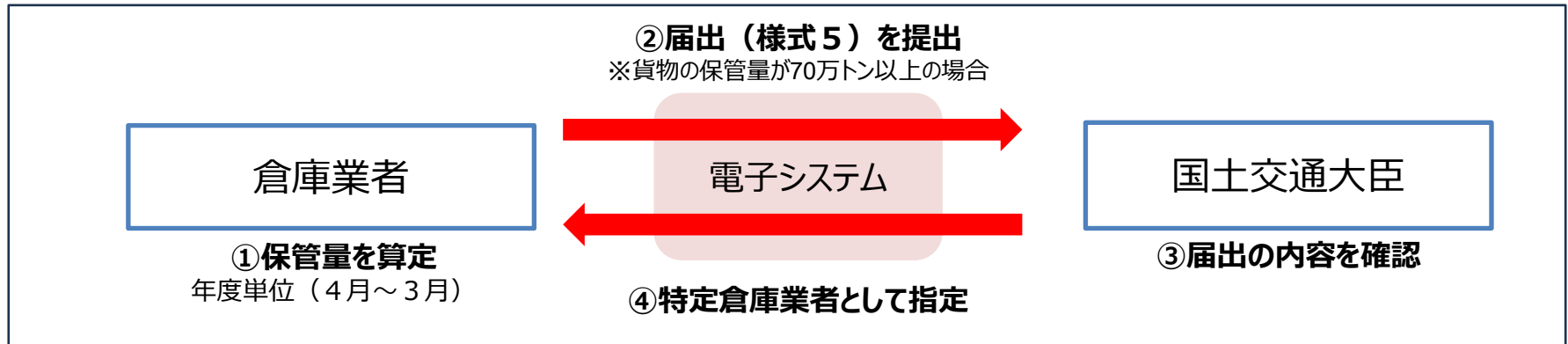
（特定倉庫業者の指定に係る保管量の算定方法に関する規定）

第十三条：令第九条（特定倉庫業者の指定に係る保管量）第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 実測
- 二 対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算する方法
- 三 対象貨物の寄託契約において重量が定められている場合にあっては、当該重量を入庫ごとに区分する方法
- 四 一～三の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法

②特定倉庫業者の指定に係る届出

○届出の流れ



○届出のイメージ

【様式5：事業者に関する事項】

事業者の名称			
主たる事務所の所在地			
保管量（ 年度 ）	☐ 70万トン以上	記載は任意 （把握していれば記載）	トン
備考			

③物流統括管理者の選任・解任の届出

(物流統括管理者の選任)

第四十七条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた後、速やかに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「物流統括管理者」という。）を選任しなければならない。

一 前条の中長期的な計画の作成

二 自らの事業に係る貨物の運送を行う運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備に関する業務

三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として主務省令で定める業務

2 物流統括管理者は、特定荷主が行う事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者をもって充てなければならない。

3 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

○ 省令：物流統括管理者に関する規定

第八条 法第四十七条第一項第三号の主務省令で定める業務は、次のとおりとする。

一 第十条の報告書の作成事務並びに法第五十条第一項及び第二項の報告の作成事務に関すること。

→ 定期報告書（並びに報告徴収・立入り検査の報告）の作成

二 貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化（以下「効率化」という。）のための開発、生産、流通、販売、調達、在庫管理その他の貨物の運送又は受渡しに係る業務に係る各部門間の連携体制の構築及び当該各部門の効率化に関する従業者の意識の向上に関すること。

→ 社内における物流に係る部署の統括と従業員の意識向上

三 特定荷主が管理する施設における効率化に関する情報処理システムその他の設備の維持及び新設、改造又は撤去並びに器具、設備、データ等の標準化に関する計画の作成、実施及び評価に関すること。

→ 物流に関する設備等の更新や標準化に向けた計画の作成

四 効率化に向けた取引先その他の関係者との連携及び調整に関すること。

→ 社外における物流における関係者との連携及び調整

2026年度は中長期計画の提出
(10月末)前には提出すること

※ 物流統括管理者は特定荷主に指定された事業者において1名選任する（ホールディングスやグループ企業等からの選任は行えない。ただし、兼任で複数事業者の物流統括管理者となることは可能）。

※ 特定第一種荷主、特定第二種荷主、特定連鎖化事業者のうち複数の指定を受けた場合は、同じ者を物流統括管理者として選任する。

④指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第44条）

○報告徴収・立入検査

- **特定荷主への指定や取消しを行うために**、荷主に対して、貨物の運送の委託又は受渡しの状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第1項）
- **勧告又は命令を行うために**、特定荷主に対して、運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第2項）

○勧告・公表・命令

勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、**判断基準に照らして著しく不十分である場合**は、特定荷主に対して**勧告**を行うことができる。（法第49条第1項）

公表・命令

勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表することができる。（法第49条第2項）
勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合に、当該措置を行う**命令**を行うことができる。（法第49条第3項）

④罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の**指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第76条第1号）
- **中長期計画を提出しない**場合（法第76条第2号）
- **定期報告を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第76条第3号）
- **報告徴収の際に報告をしない**又は**虚偽の報告**をした場合（法第76条第4号）
- **立入検査を拒み、妨げ、又は忌避**した場合（法第76条第4号）



50万円以下の罰金

- **物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない**又は**虚偽の届出**をした場合（法第80条）



20万円以下の過料

- **命令に違反**した場合（法第75条第1号）
- 特定荷主が**物流統括管理者を選任しない**場合（法第75条第2号）



100万円以下の罰金

2. 特定事業者の指定に係る届出のオンライン申請方法

特定荷主等の指定の届出方法について

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、
原則、「**e-Gov電子申請**」にてオンライン申請をお願いいたします。

e-Gov電子申請



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

「**手続分野分類から探す**」から
大分類「**国土交通**」→ 中分類「**物流**」→ 小分類「**物流効率化法**」で検索

e-GOV 電子申請

トップ

電子申請について

利用準備

手続検索

ヘルプ

e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン

e-Govを初めてお使いの方へ

申請の前に必要なこと

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。
※ GビズID取得ページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



Point !

- GビズIDのアカウント種別は、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。
※ 「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報がより正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。

ログイン / Login

ログイン画面

アカウントID / Account ID (メールアドレス / Email)

パスワード / Password

ログイン / Login

[パスワードを忘れた方はこちら / Forgot password?](#)

[アカウントを持っていない方はこちら / Don't have an account? Sign up.](#)

[アカウントID \(メールアドレス\) を忘れた方・SMSの受信ができない方はこちら
Forgot account ID? / Can't receive SMS?](#)

取得したGビズIDの
アカウントでログイン

マイページ画面

e-Gov電子申請マイページ

e-GOV 電子申請 前回のログイン 2026年3月19日 21:44 お問い合わせ ヘルプ

マイページ 手続検索 手続ブックマーク 申請案件一覧 メッセージ 基本情報管理

申請案件に関する通知 1件

手続に関するご案内 0件

公文書 1件

電子送達 0件

手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。

公文書表示

公文書の表示ができます。※ブラウザが開きます。

直近の案件

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
審査中(補正待ち)	20260319214150579e	株式会社いがふ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	
手続終了	20260319214116253e	株式会社いがふ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の	

手続検索画面

手続検索

e-Govの電子申請対象手続

e-Govで受付可能な手続が検索できます。

状況から探す

事業（所）の新規適用



事業（所）の所在地又は名称等の変更



事業主の代理人の選任又は解任



被保険者の氏名変更



被保険者の資格取得・転勤



被保険者の資格喪失



事業所の廃止



退職に関する手続（定年退職後も自社で再雇用する場合）



退職に関する手続（定年退職後はもう雇用しないという場合）



被扶養者の追加・削除（非該当）



手続名称から探す

検索

手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出あたっては、
「**00-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）**」
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例 農林水産省への提出 ➡ 06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（農林水産省提出用）

経済産業省への提出 ➡ 07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（経済産業省提出用）



Point !

- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

④ 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

検索

「**貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書**」と
入力し、検索



Caution !

- 「**00-06 貨物の受渡しの状況届出書（●●省提出用）**」は
「**連鎖化事業者**」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。
- 主たる事業を所管する省庁に提出する手続から**複数の省庁を選択し、提出が可能。**
そのため、提出する省庁ごとに別途手続を行っていただくことは必要ありません。
- トラック運送事業者であれば「**08-06 輸送能力届出書（国土交通省提出用）**」に、
倉庫業者であれば「**08-10 保管量届出書（国土交通省提出用）**」と記載のある手続きから申請
をお願いいたします。

事業の所管省庁一覧(代表例)

大臣		所管する事業
農林水産大臣 (地方農政局長)		農林水産（畜産を含む）、農林水産物（畜産物を含む）の売買、輸出入※、飲食店（厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも共管）、木材薬品処理業※、園芸サービス業、給食販売取次ぎ、動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）、競馬場 等
経済産業大臣 (地方経済局長)		輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業 [具体例] ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリー）の加工 等
国土交通大臣	地方運輸局長	鉄道業、港湾運送関連事業、廃油処理、サルベージ、海事業務、船舶の製造及び修繕、自動車の小売り※、自動車の整備、旅行業、倉庫業、自動車の競走場、遊園地、気象観測、自動車道事業 等
	地方整備局長	建設業、測量業、不動産業、下水道業、建築士 等
	地方航空局長	航空機の整備事業

※は経済産業省と共管

手続結果一覧

Gov電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

手続検索結果一覧

検索条件

手続名称
08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

所管行政機関
選択してください

電子署名必要
☐ 電子署名必要
☐ 電子署名不要

手続分野分類
大分類
選択してください

中分類
選択してください

小分類
選択してください

検索

1件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

荷主事業者のうち、前年度の取扱貨物の合計の重量が第一種荷主又は第二種荷主のいずれかで基準重量以上である者の届出（既に特定荷主に指定されている者を除く）

GビジネスID電子署名省略可

ブックマーク

申請書入力へ

<< < 1 / 1 > >>

電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ

マイページ | 手続検索 | 手続ブックマーク | 申請案件一覧 | メッセージ | 基本情報管理

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

GビジネスID電子署名省略可

ブックマーク

手続概要	荷主事業者のうち、前年度の取扱貨物の合計の重量が第一種荷主又は第二種荷主のいずれかで基準重量以上である者の届出（既に特定荷主に指定されている者を除く）
根拠法令	物資の流通の効率化に関する法律第 45 条第 2 項又は第 6 項 物資の流通の効率化に関する法律について
電子申請方法別利用案内	フォームに入力するとともに、必要な場合は添付書類をご準備ください。 物流効率化法_e-Gov電子申請_操作手順および併明書の提出先の詳細についてのダウンロードページ
告知情報	【手続き対象者】 法第45条第 1 項もしくは第5項に基づき届出をしようとする者 【提出時期】 毎年度 5 月末日まで 【相談窓口】 提出先と同じ 【備考】

戻る

申請書入力へ

特定事業者の指定に係る届出の申請書全体

1. 基本情報

基本情報の設定

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

申請書内容の入力

2. 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

申請・届出に関する事項を入力してください。
複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

必須

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

プレビュー

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須

提出先

提出先を選択

提出先選択

特定事業者の指定に係る届出のオンライン申請方法

手順 1. 基本情報の設定（申請者情報・連絡先情報）

手順 2. 提出先選択

手順 3. 申請書内容の入力

<全 5 ページ>

1. 基本情報

2. 事業者に関する事項

3. 作成担当者連絡先

4. 審査担当省庁

5. 弁明の機会の付与の通知

手順 1. 基本情報の設定

申請書入力

基本情報を選択し、申請・届出様式に必要な事項を入力してください。

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

GビズIDで登録されている情報が
自動で転記されている

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2



Caution !

誤りがないようご確認ください

連絡先情報

必須

連絡先情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
連絡先氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

手順 2. 提出先選択

提出先選択

検索条件

提出先名称

☐ 中分類、小分類を含めて検索する

検索

大分類（都道府県など）から順に提出先を選択してください。
選択によっては中分類および小分類は存在しないことがあります。

大分類

関東地方整備局

中分類

建政部

小分類

建設産業第一課

キャンセル

設定

主たる事業の所管省庁へ提出する

○ 今回は、「建設業」を
例として記載

手順3. 申請書内容の入力

【1 / 5 ページ】 基本情報

状況届

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

■宛先

必須 申請日 ※半角
数字のみ 2026 年 03 月 19 日

必須 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 法人名 株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 法人番号 2026032500000

必須 代表者の役職名 代表取締役社長

必須 代表者の氏名 説明 太郎

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（15文字以下）

< 1 / 5 >

手順3. 申請書内容の入力

【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 2 / 5 >

1. 事業者に関する事項

1. 事業者に関する事項

必須	事業者の名称	株式会社いがぶ
		上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）
必須	所在地_郵便番号	1008926
		上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（7文字以下）
必須	所在地_住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
		上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）
必須	主たる事業	一般土木建築工事業
必須	細分類番号	0611

検索結果を転記

※ 誤記が散見されますので、
正確に入力をお願いします。

○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat（※）の「キーワード検索」から検索可能**です。

※ e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

例 「一般土木建築工事業」を主たる事業として営んでいる場合

キーワード検索	キーワードを入力
検索オプション	
日本標準産業分類(令和5年[2023年]7月改定) > 建設業 > 総合工事業 > 一般土木建築工事業	
すべて表示 (分類を集約しないで一覧表示します)	
分類コード	
0611	建設業 > 総合工事業 > 一般土木建築工事業 一般土木建築工事業

手順3. 申請書内容の入力

【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

荷主の場合

■ 委託状況

任意	年度(西暦)	4桁の半角数字のみ
任意	☐ 9万トン以上	
任意	重量(トン)	8桁以下の半角数字のみ

第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

■ 受渡状況

任意	年度(西暦)	2025
任意	☒ 9万トン以上	
任意	重量(トン)	100000
任意	備考	200文字以下

第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック

前年度の西暦を記載

把握できている場合は重量を記載

○ 「委託状況」、「受渡状況」について

「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。
基準重量(9万トン)を超える区分に
チェックを入れてください。

「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているに関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

注意：第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする

手順3. 申請書内容の入力

【2 / 5 ページ】 事業者に関する事項

トラック運送事業者の場合

■ 輸送能力

必須 年度(西暦)

4桁の半角数字のみ

必須

☐ 150台以上

任意 台数(台)

5桁以下の半角数字のみ

任意 備考

200文字以下

倉庫業者の場合

■ 保管量

必須 年度(西暦)

4桁の半角数字のみ

必須

☐ 70万トン以上

任意 重量(万トン)

4桁以下の半角数字のみ

任意 備考

200文字以下

手順3. 申請書内容の入力

【3 / 5 ページ】 作成担当者連絡先

2. 作成担当者連絡先

2. 作成担当者連絡先

必須 所在地_郵便番号 1008926

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（7文字以下）

必須 所在地_住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（50文字以下）

必須 事業所名 東京事業所

必須 所属部課 総務課

必須 氏名 説明 太郎

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（15文字以下）

必須 電話番号 12-3456-7890

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（14文字以下）

必須 メールアドレス abcf@efg.jp

上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（100文字以下）

手順3. 申請書内容の入力

【4 / 5 ページ】 審査担当省庁

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 4 / 5 >

審査担当省庁

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地」です。

■主たる事業の所管

所管

必須 省庁

国土交通省

必須 部局

関東地方整備局

必須 課室

建政部 建設産業第一課

■事業の所管

所管1

任意 省庁

クリックして選択してください。

任意 部局

省庁を選択後、クリックしてくだ

○「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻しされますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（●●省提出用）」の
「●●省提出用」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。
※ 財務大臣（国税庁に提出するもの）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への
提出の場合は、自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定してください。
- ✓ そもその提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、提出先が正しいか改めてご確認ください。

手順3. 申請書内容の入力

【4 / 5 ページ】 審査担当省庁(複数の事業を行っている場合)

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地_郵便番号」の入力が必要です。

■主たる事業の所管

所管

①

必須 省庁

国土交通省

必須 部局

関東運輸局

必須 課室

交通政策部 環境・物流課

■事業の所管

所管1

任意 省庁

経済産業省

任意 部局

関東経済産業局

任意 課室

産業部 流通・サービス産業課

所管2

任意 省庁

農林水産省

任意 部局

関東農政局

任意 課室

経営・事業支援部食品企業課

所管3

任意 省庁

厚生労働省

任意 部局

健康・生活衛生局

任意 課室

生活衛生課

②

○「審査担当省庁」について

例) 東京都内に主たる事業所を有する事業者で、自動車の小売と農薬業を行い、取扱重量が9万トン以上となる場合

①自動車の小売

→国土交通省と経済産業省の共管

②農薬

→農林水産省と厚生労働省の共管

①と②の業において、どちらが主たる事業と言えるかを、事業者側で判断していただくこととなります。

今回、**①の事業を主たる事業と判断した場合**は、これが共管であるため、共管省庁の中でどちらが主たる省庁に当たるかを判断します。

国土交通省を主たる省庁とする場合には、ここで初めて、国土交通省を宛先とする届出を選択することとなります。

その後、**②の事業**について、所管2と所管3へ入力します。

手順3. 申請書内容の入力

【5 / 5 ページ】 弁明の機会の付与の通知

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

< 5 / 5 >

弁明の機会の付与の通知

弁明の機会の付与の通知

通知日2026年03月19日

(公印省略)

宛先

株式会社いがぶ

代表取締役社長

説明 太郎

発出人

関東地方整備局長

貴殿に対する下記の事実を原因とする不利益処分に係る行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。

弁明の件名	特定第二種荷主の指定について
予定される指定の内容	特定第二種荷主として指定する。
根拠となる法令の条項	(特定第二種荷主) 物資の流通の効率化に関する法律第4
指定の原因となる事実	(特定第二種荷主) 前年度における対象貨物の合計の重量
弁明書の提出先	審査担当省庁に記入された省庁・部局・課室宛に提出する
弁明書の提出期	2026年4月1日

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 特定荷主等の指定を受けた事業者は、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任及び定期の報告に係る義務を負うこととなります。したがって、当該指定行為は、当該事業者を名宛人として直接義務を課す不利益処分に該当することから、本通知により、行政手続法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与を行います。
- 弁明書には、貴殿の事業者名、住所、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができます。
- 貴殿が弁明をしない場合には、貴殿に代わって代理人を選任できますので弁明の件名、代理人の氏名及び住所並びに当該代理人に弁明の機会の付与に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を行政庁に提出してください。
- 口頭による弁明の機会の付与を行う場合であって、貴殿がやむを得ない理由があるときには、行政庁に対し、変更申出書により、弁明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

確認ラベル

必須 確認チェック

☒ 確認済み

「特定荷主の指定の届出」の注意点

○ 一時保存後に発生するエラーについて

申請データを一時保存した後、後日入力を再開して提出した際に、入力内容に不備がないにもかかわらずエラーが表示される場合があります。

記入漏れや指定外の文字の入力などがないことを確認後も、同様のエラーが発生する場合には、恐れ入りますが、一時保存データを使用せず、改めて申請をお願いいたします。

※ 本事象は、一時保存後にシステムアップデートが実施された場合に発生することがございます。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '弁明の機会の付与に際しての留意事項' に無効な子要素 '留意事項5' があります。

❶ 以下のエラーがあります。

・要素 '審査担当省庁' には無効な子要素 '注意文' が含まれています。必要とされる要素は '主たる事業の所管' です。

【エラーの例】

手続入力内容確認

電子申請

e-GOV 電子申請

お問合せ ヘルプ



申請書入力

申請内容確認

提出完了

申請内容確認

入力内容を確認し、「提出」ボタンを押してください。

基本情報

申請者情報

詳細

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

連絡先情報

法人名	株式会社いがぶ
連絡先氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

手続名称

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）

手続提出完了

申請書入力

申請内容確認

提出完了

提出完了

申請書控えはこちらから取得

提出後の審査状況等はマイページの「申請案件一覧」から確認できます。
本画面で「申請書控えダウンロード」を行わない場合、以降申請書控えをダウンロードすることはできませんので、ご注意ください。

申請情報

申請書控えダウンロード

到達番号	20260320184016140e
到達日時	2026年3月20日 18時40分16秒
法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）
到達結果	到達
所管府省	国土交通省
提出先	関東運輸局,交通政策部,環境・物流課
申請様式	貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

ブックマーク

マイページトップへ

申請内容プレビュー（法定様式）

様式第1（第2条関係）

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

関東地方整備局長

殿

2026 年 03 月 19 日

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2

法人名 株式会社いがぶ

法人番号 2026032500000

代表者の役職名 代表取締役社長

代表者の氏名 説明 太郎

物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称	株式会社いがぶ		
主たる事務所の所在地	〒1008926 東京都千代田区霞が関2-1-2		
主たる事業	一般土木建築工事業		
主たる事業の細分類番号	0611		
貨物の運送の委託の状況 (年度)	☐ 9万トン以上		トン
貨物の受渡しの状況 (2025 年度)	☒ 9万トン以上	100000	トン
備 考			

差戻 通知一覧

e-GOV 電子申請

お問合せ

ヘルプ

ユーザー

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件に関する通知 0

手続に関するご案内 0

電子送達 0

申請案件に関する通知一覧

提出先機関から届いた通知の一覧です。

絞り込み

1件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

国土交通省 近畿運輸局… 到達番号: 20260319214150579e

2026年3月19日 22時16分

補正 荷主の届出の再提出について

株式会社いがふ

説明 太郎

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)

<< < 1 / 1 > >>

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

荷主の届出の再提出について

本文	従たる省庁に以下を含めてください。 農林水産省 関東農政局 経営・事業支援部食品企業課
添付ファイル	
到達番号	20260319214150579e
種別	補正
法人名	株式会社いがふ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用) / 08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (国土交通省提出用)
発行日時	2026年3月19日 22時16分
発出元	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課
補正期限日付	2026年3月19日

戻る

メッセージを保存

「差戻通知確認」の注意点

○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

① 「**処理状況**」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

② 「**メッセージ通知**」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

公文書取得

e-Gov電子申請マイページ

e-GOV 電子申請

前回ログイン 2026年3月19日 21:44 お問合せ ヘルプ

マイページ

手続検索

手続ブックマーク

申請案件一覧

メッセージ

基本情報管理

申請案件に関する通知

1件

手続に関するご案内

0件

公文書

1件

電子送達

0件

手続ブックマーク

「手続検索」からよく申請する手続をブックマークすることができます。

公文書表示

公文書の表示ができます。※ブラウザが開きます。

直近の案件

一覧

ステータス	到達番号	法人名	申請者氏名	手続名称	到達日時
審査中(補正待ち)	20260319214150579e	株式会社いがぶ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の委託及び受...	2026年3月19日
手続終了	20260319214116253e	株式会社いがぶ	説明 太郎	08-01 貨物の運送の委託及び受...	2026年3月19日

公文書取得申請一覧

申請案件一覧

これまでに申請した案件の一覧です。

絞込条件

ステータス

選択してください

到達番号

対象期間

年/月/日



から

年/月/日



法人名

申請者氏名

手続名

公文書取得状況

☐ 全て ☒ 未取得 ☐ 取得済

絞込

1件

<< < 1 / 1 > >>

表示件数 20

到達日時

昇順 降順

納付状況 納付待ち件数 補正通知件数 公文書等件数

審査終了

到達番号 : 20260319214043200e 到達日時 : 2026年3月19日21時40分

株式会社いがぶ

説明 太郎

08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の…

<< < 1 / 1 > >>

公文書取得申請状況

申請案件状況

申請情報

到達番号	20260319214043200e
法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
手続名称	08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）／08-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（国土交通省提出用）
提出先組織	北海道運輸局,交通政策部,環境・物流課

ステータス：審査終了

履歴一覧

到達／補正日	審査開始	審査終了	手続終了	申請取下げ
2026年3月19日 21時40分	2026年3月19日 21時52分	2026年3月19日 22時05分		

メッセージ：0件

照会中の手続に関するメッセージはありません。

公文書：1件

件名	発出日時	取得期限	取得状況	取得日時	署名有無	詳細 詳細 表示
公文書発出(20260319-214043-200e-S1003600041000020000000000000000020260319220502988)	2026年3月19日 22時05分	2026年6月17日	未取得		-	

公文書をダウンロード

(様式第2)

公 印 省 略
2026 年 4 月 15 日

株式会社いがぶ
代表取締役社長 説明 太郎 殿

関東地方整備局長

特定第二種荷主の指定について

物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 45 条第 5 項の規定に基づき、下記事業者を**特定第二種荷主**に指定したので通知します。

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により**国土交通大臣**に対して審査請求することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、この取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

事業者

事業者の名称	主たる事務所の所在地	特定事業者番号	指定の区分
株式会社いがぶ	東京都千代田区霞が関 2-1-2	20260325000000102	特定第二種荷主

【連絡先】

責任者 : 関東地方整備局建設部建設産業第一課
担当者 : 物資の流通の効率化に関する法律担当
電話 : 03-0000-0000
メール : mailaddress

3. 物流統括管理者の選任のオンライン申請方法

物流統括管理者の選任の申請書全体

1. 基本情報

未設定・変更する場合には、それぞれ設定ボタンを押してください。

基本情報の設定

申請者情報

必須

申請者情報を設定

法人名	株式会社いがぶ
申請者氏名	説明 太郎
住所	東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

申請書内容の入力

2. 07-03 特定荷主物流統括管理者 選任・解任届出書（経済産業省提出用）／07-03 特定荷主物流統括管理者 選任・解任届出書（経済産業省提出用）

申請・届出に関する事項を入力してください。

複数の様式を提出する場合は、左の様式一覧から様式を切り替えてください。

申請する様式一覧

必須

物流統括管理者 選任・解任届出書

プレビュー

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

■宛先

提出先選択

提出先選択

提出先の機関を選択してください。

必須

提出先

提出先を選択

物流統括管理者の選任のオンライン申請方法について

手順 1. 基本情報の設定（申請者情報・連絡先情報）

手順 2. 提出先選択

手順 3. 申請書内容の入力

<全 5 ページ>

- 1. 基本情報**
- 2. 特定荷主に関する事項**
- 3. 物流統括管理者の氏名等**
- 4. 作成担当者連絡先**
- 5. 審査担当省庁**

手順3. 申請書内容の入力

【1 / 5 ページ】 基本情報

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 1 / 5 >

基本情報

基本情報

■宛先

必須 申請日 ※半角 2026 年 04 月 20 日
数字のみ

必須 住所 東京都千代田区霞が関2-1-2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 法人名 株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 法人番号 2026032500000

必須 代表者の役職名 代表取締役社長

必須 代表者の氏名 説明 太郎

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（15文字以下）

< 1 / 5 >

○ 特定荷主の指定の通知を受け取った日以降に提出してください。

※物流統括管理者の選任の届出には、特定荷主の指定の通知に記載される「特定事業者番号」が必要。

○ 様式内における「物流統括管理者の選任日付」は、特定荷主の指定の通知を受け取った日以降を記載ください。

※法律上、物流統括管理者は特定荷主の指定を受けた後、選任されることが必要。

手順 3. 申請書内容の入力

【2 / 5 ページ】 特定荷主に関する事項

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 2 / 5 >

1. 特定荷主に関する事項 ▼

1. 特定荷主に関する事項

必須 特定荷主番号 20260325000000102

必須 事業者の名称 株式会社いがぶ

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

必須 所在地_郵便番号 1008926

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（7文字以下）

必須 所在地_住所 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

上記は「1. 基本情報」の「申請者情報」から修正ください（50文字以下）

< 2 / 5 >

手順3. 申請書内容の入力

【3 / 5 ページ】 物流統括管理者の氏名等

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 3 / 5 >

2. 物流統括管理者の氏名

2. 物流統括管理者の氏名等

■氏名等1

必須 選任日付 ※半
角数字のみ 2026 年 04 月 01 日

任意 解任日付 ※半
角数字のみ 西暦 年 月 日

必須 役職名 専務執行役員

必須 氏名 統括 史郎

必須 理由 営業及び物流の経験の多い役員を物流統括管理者として選任

- 選任した物流統括管理者の内容について記載します。
- **役職名は事業者内におけるものを記載**いただくこととし「物流統括管理者」でなくとも構いません。
- 既に選任の届出書を提出した者が解任となった場合は、解任の年月日及び解任の理由を記載してください。

※担当者が変更となる場合は提出が必要ですが、役職のみの変更については提出しなくても問題ありません。

手順3. 申請書内容の入力

【4 / 5 ページ】 作成担当者連絡先

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 4 / 5 >

3. 作成担当者連絡先

3. 作成担当者連絡先

必須 所在地_郵便番号 1008926
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（7文字以下）

必須 所在地_住所 東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（50文字以下）

必須 事業所名 東京営業所

必須 所属部課 総務課

必須 氏名 説明 太郎
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（15文字以下）

必須 電話番号 12-3456-7890
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（14文字以下）

必須 メールアドレス abcf@efg.jp
上記は「1. 基本情報」の「連絡先情報」から修正ください（100文字以下）

任意 備考 200文字以下

手順3. 申請書内容の入力

【5 / 5 ページ】 審査担当省庁

物流統括管理者 選任・解任届出書

< 5 / 5 >

審査担当省庁

審査担当省庁

※ 審査担当省庁を選択するには2ページ目の「所在地」
す。

■主たる事業の所管

所管

必須 省庁

国土交通省

必須 部局

関東地方整備局

必須 課室

建政部 建設産業第一課

■事業の所管

所管1

任意 省庁

クリックして選択してください

○「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書（**●●省提出用**）」の「**●●省提出用**」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「**本省**」なのか、「**地方支分部局**」なのか。
※ 財務大臣（国税庁に提出するもの）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、**自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定**してください。
- ✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、**提出先が正しいか改めてご確認ください。**

関連する参考情報

(参考)「ポータルサイト」について

物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>





「物流効率化法」
理解促進ポータルサイト

MENU

物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、
物流の持続的な成長を図るため、
荷主・物流事業者に対する規制の措置が定められました。
すべての荷主・物流事業者は、
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。
また、一定規模以上の特定事業者に対し、
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。
趣旨をご理解いただき、
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)

CHECK!

5分でわかる
物流効率化法の
改正のポイント

すべての物流効率化法対象事業者の対応 (2025年度施行内容)

荷主（発荷主・着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）、貨物自動車運送事業者等、貨物自動車関連事業者（倉庫、港湾運送、航空運送、鉄道）のそれぞれにおいて、上記の取組1〜3までのうち、講ずべき措置内容が定められています。
物流に関するご自身の立場からご確認ください。

 すべての荷主の対応	 すべての連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの「本部」）の対応
 すべての貨物自動車運送事業者等の対応	 すべての貨物自動車関連事業者の対応

(参考)「解説書」、「荷主のパターン集」等について

荷主の判断基準等について具体的に解説した「**判断基準解説書**」、様々な物流パターンにおける荷主の「**パターン集**」及び判断基準の「**取組事例集**」を公開しています。

また、特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「**特定荷主の手引き**」も作成しましたので、『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』をご確認ください。

○荷主判断基準の解説書

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-judgment-criteria-book_ver.1.2.pdf

○物流パターンごとの荷主の考え方

https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/sippers-mindset-logistics-pattern_ver.1.2.pdf

○荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>

荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準の解説書

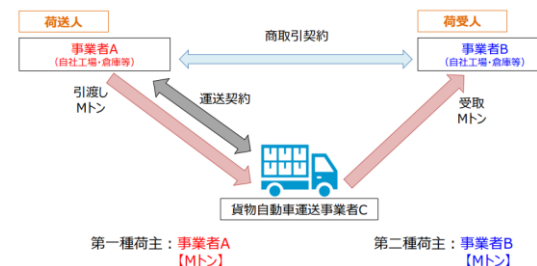
物流パターンごとの荷主の考え方

令和7年8月

令和7年8月

1-1. 通常物流

- 運送契約を締結する者 = 荷送人が第一種荷主。
- 運送契約は締結しないが荷を受け取る者 = 荷受人が第二種荷主。



(参考) よくある質問

● 1. 物流効率化法の努力義務について、具体的には何をすればよいのか。

→ 自らの事業に関する**トラックの利用状況と荷主等の区分**（第一種荷主、第二種荷主等）を**確認の上、努力義務とされている荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮及び積載効率の向上等に取り組んでください。**

具体的に取り組むべき事項については、判断基準を参照いただき、各事項について、行っている取組の内容又は取組を行わない理由を、対外的に説明できるようにしてください。

● 2. 努力義務の効力はどうなものか。

→ 努力義務は、可能な方法で取り組む義務であり、**取り組んでも取り組まなくてもよいものではありません。**荷主事業所管大臣は、荷主による努力義務とされる措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、判断基準を勘案して指導及び助言をすることができることとなっています。

● 3. 取組を行っていてもトラック・物流Gメンから働きかけ等の指導を受けたが、どのようにすればよいのか。

→ トラック・物流Gメンによる是正指導は、不利益処分に直接繋がるものではありませんが、外部から見てどのような評価があるか、**コミュニケーションを含めどのように対策できるか等を考える機会として受け止めて**いただき、引き続き違反原因行為の解消に必要な対策を実施してください。

● 4. 取引先の協力が得られない場合は、どうしたらよいのか。

→ 物流効率化法においては、**発着荷主双方に努力義務**が課されているため、これを物流効率化に向けた**協議・協力要請の手がかり**としてください。本制度の周知に国も努めます。

なお、荷主等がトラック事業者の法令違反行為の原因となるおそれのある行為に関与している場合は、トラック・物流Gメンの相談窓口にご連絡いただくことも可能です。

(参考) よくある質問

● 5. 特定荷主となるかどうかはどのようにして分かるのか。

→ 特定荷主の指定基準重量を上回るかどうかは、**各事業者の責任において判断**しなければなりません。指定基準重量を上回る旨の届出に基づいて、荷主事業所管大臣に特定荷主の指定を行います。

● 6. 重量把握が困難な場合は、どうしたらよいか。

→ 重量の算定方法は、**実測のほか推計も可能**であり、**軽微な貨物の除外規定**もあります。法律・政令・省令の条文に基づき、「**運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定する**」（法第45条第1項）趣旨に則った上で、**各々の事情に応じた対応**を検討ください。（業界内で議論した例もあります。）
算定根拠について、届出に記載する必要はありませんが、説明できるように整理ください。

● 7. 重量把握の期間は任意で設定してよいのか。

→ 届出は、**前年の4月から当年の3月までの1年度間**の重量に基づいて、当年5月末日までに届ける必要があります。なお、運送状況に変化がない場合は、過去の取扱貨物重量から推計することも考えられます。

● 8. 指定基準以上の取扱貨物重量があるにもかかわらず、特定荷主としての申告が漏れていた場合どのようなことが考えられるのか。

→ 重量算定根拠については、法第50条に基づく報告徴収の可能性があります。また、**故意に届出を怠った場合、法第76条に基づく罰則**の可能性があります。

調査・公表制度やトラック・物流Gメンの指導で問題が指摘された荷主について、特定荷主二指定されていない場合に、荷主事業所管省庁から当該荷主に対して重量算定根拠の報告徴収を行う、公表されている商品
取扱高などが指定基準を超えていないか確認する、などの対応が考えられます。

(参考) よくある質問

- 9. 物流効率化法に基づく取組に関して、インセンティブ措置はあるのか。

→ 今後、物流の需給が厳しくなる中で、運送事業者との取引を維持するために物流効率化への取組は不可欠であり、また物流を効率化・確保できることが事業上の優位性ともなります。

- 10. 本制度に関する相談をしたい場合、どこに相談すればよいのか。

→ 重量の届出、物流統括管理者の選任、中長期計画や定期報告の作成等についての相談は、**荷主事業所管省庁の窓口等**にて受け付けます（解説書、手引きにも記載）。

- 11. 指導、勧告、罰則等について、判断基準を守れなかった際には必ず適用されるのか。

→ 全ての貨物自動車運送事業者等、荷主、貨物自動車関連事業者、連鎖化事業者について、努力義務として課された措置の適確な実施を確保するため必要がある場合に、事業所管省庁が判断基準を勘案して指導・助言を行う場合があります。

また、特定事業者については、努力義務として課された措置の実施状況が、**中長期計画や定期報告で提出された取組の方針や状況を踏まえ**、判断基準に照らして著しく不十分である場合、必要に応じ**ヒアリングで状況を確認した上で**、事業所管省庁が当該措置を取るべき旨を**勧告**する場合があります。**勧告に従わなかったときはその旨を公表し**、さらに、正当な理由なく措置をとらなかったときは、当該措置を取るべきことを命令することがあります。なお、命令に違反したときには、百万円以下の罰金が科せられます。

- 12. 届出書の作成担当者連絡先について、役職者等である必要はあるのか。

→ **役職者であることは必要ありません**が、届出書の補正等をお願いする場合の連絡先となるため、実務をご担当されている方の記載を推奨いたします。

(参考) よくある質問

- 13. 荷待ち時間の算定方法について知りたい。

→ トラックドライバーに対して時間帯等の指示がない場合は、**集荷・配達を行う場所やその周辺の場所に到着した時間から荷役等の開始時刻までの時間**とします。トラックドライバーに対して、指示時間帯等があった場合は、その**指示時間等から開始時間までの時間**とします。指示時間等よりもトラックが早く到達した場合は指示時刻・時間帯から、遅く到着した場合はトラックの到着時間から算定を始めてください。

- 14. 年度の取扱の重量から算定除外できるものを知りたい。

→ 郵便物・新書便物、特別配達貨物（宅配便など）、軽量の資材や事務用品は算定の対象外となります。また、第二種荷主については、自ら貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに該当第二種荷主が貨物の受け渡しを行う日又は**時刻及び時間帯を運転者に指示できないもの**を除くことができます。

- 15. 第一種荷主に該当する重量と第二種荷主に該当する重量を足して、9万t以上なら特定荷主になるのか。

→ 第一種荷主分・第二種荷主分の年度の取扱貨物重量がそれぞれで9万t（基準重量）以上であるならば、特定第一種荷主・特定第二種荷主に該当することになっております。

- 16. 自社便は取扱貨物重量の算定の対象であるか。

→ 第一種荷主分としては算定の対象となります。一方で、第二種荷主分としては算定対象外となります。

(参考) よくある質問

- **17. 「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」を5月末までに届け出なかったらどうなるのか。**
→ それぞれの手続には明確な期限が決められており、**意図的な遅延や未提出は罰則対象**となる場合があります。スケジュールをしっかりと確認して、手続きの準備を進めるようお願いいたします。
- **18. CLO（物流統括管理者）の選任・届出はいつ行うのか。**
→ 「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書」の提出後、提出先の所管省庁において特定荷主の指定が行われます。**特定荷主の指定後、速やかに**（遅くとも中長期計画提出までに）CLOの選任・届出を進めてください。
- **19. 各種届出等の提出に必要なとなっている「主たる事務所」とは何か。**
→ 厳密な定義はございませんが、法人の本社や取扱貨物重量が多い施設又は改善の実態把握必要な施設などを想定しております。
- **20. 各種手続きの届出先を知りたい。**
→ 物流効率化法における各種手続きにおいては、自社の主たる事業によって提出先が異なります。以下のサイトで確認した上で届出をお願いいたします。
(所管大臣一覧) <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

(参考) よくある質問

● 21. 特定荷主番号とは何か。法人番号と同じものか。

→ 特定荷主の指定時に付与される識別番号のことです。この番号は、特定荷主の指定通知に記載されるもので、**法人番号とは異なります。**

● 22. 届出書の冒頭に記入する提出先の大臣等とは何か。

→ **荷主事業所管の大臣及び荷主事業所管大臣の権限を委任された地方支分部局長等**を指します。

財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣所管の事業につきましては、各地方の国税局長又は税務署長、地方農政局長又は北海道農政事務局長、経済産業局長又は、又は地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長又は地方航空局長に権限が委任されております。（事務所の所在地が沖縄県の区域内にある場合は、沖縄国税事務局長、沖縄総合事務局長に委任されています。）その場合は、主たる事業所の所在地を管轄する地方支分部分局長の長に提出してください。

● 23. 定期報告書における計測対象のサンプリングについて知りたい。

→ 特定荷主や特定倉庫業者自身が管理する**全ての施設の全ての運行において荷待ち時間等を計測することは、費用や作業負担等の観点から、必ずしも合理的でないケースも想定**されます。このため、全施設全運行での荷待ち時間等の計測が難しい特定荷主・特定倉庫業者においては、取組の実効性の担保を前提として、**サンプリング等の手法を用いて報告することを許容**しています。

サンプリング（標本抽出）の最低値は以下のとおりです。

- 対象施設：取り扱う貨物重量の半分程度を把握することを念頭に、特定荷主・特定倉庫業者自身が管理する全ての施設から、年間において取扱貨物の重量が大きい施設又は実態を把握すべき施設
- 対象期間：四半期ごとに任意の連続した5営業日以上（各四半期中最も売上金額が低いと見込まれる月は対象外）
- 対象運行：原則として対象施設で対象期間中に計測した全ての運行

(参考) よくある質問

- **24. オンライン上で正しく入力しているが、申請ができない。**

→ 恐れ入りますが、電子申請サービスの更新作業を複数回行っているため、申請入力開始時に保存された内容をもとに申請を行っても、申請ができない場合がございます。その場合、大変お手数でございますが、**一度内容を破棄していただき、再度手続情報の選択から行っていただくことで対処可能**かと思われます。

- **25. 電子申請の利用に必要な「GビズID」について知りたい。**

→ e-GOV電子申請を利用するためには、事前に「GビズID」の作成が必要です。GビズIDのアカウント種別につきましては、原則「プライム」での取得をお願いしています。

※「プライム」の申請には時間を要するため、余裕を持った取得をお願いいたします。

- **26. 説明会の動画や資料について知りたい。**

→ 今回の説明会の動画や資料につきましては、『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』に動画や資料を公開する予定です。

- ポータルサイト <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>
また、前回以前の説明会の動画や資料につきましては、以下のサイトを閲覧ください。
- 4/27日の説明会 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000134.html
- それ以前の説明会 https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_01682.html

(参考) よくある質問

- **27. 運送会社が物流効率化法への対応に非協力的であるが、どう対応すべきか。**

→ 物流効率化法では、①すべての荷主（発荷主、着荷主）、②連鎖化事業者、③物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対して物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課しています。また、一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の策定や定期報告を義務付けております。

このように、**物流効率化法では、物流に関わる様々な関係者が協力し合い、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や積載効率の向上を目指しております。**また、荷待ち時間の測定等において、運送会社側の協力が不可欠な面もございますので、物流効率化法の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力いただけますようお願いいたします。

物流DXが求められる背景と 国交省の政策

物流DXが求められる背景と国土交通省の政策

2026年5月

国土交通省

関東運輸局 交通政策部 環境・物流課

1. **トラック運送業の現状と課題**
2. **総合物流施策大綱（抜粋）について**
3. **物流DXの推進事業について**

1. トラック運送業の現状と課題

トラック運送事業の現状

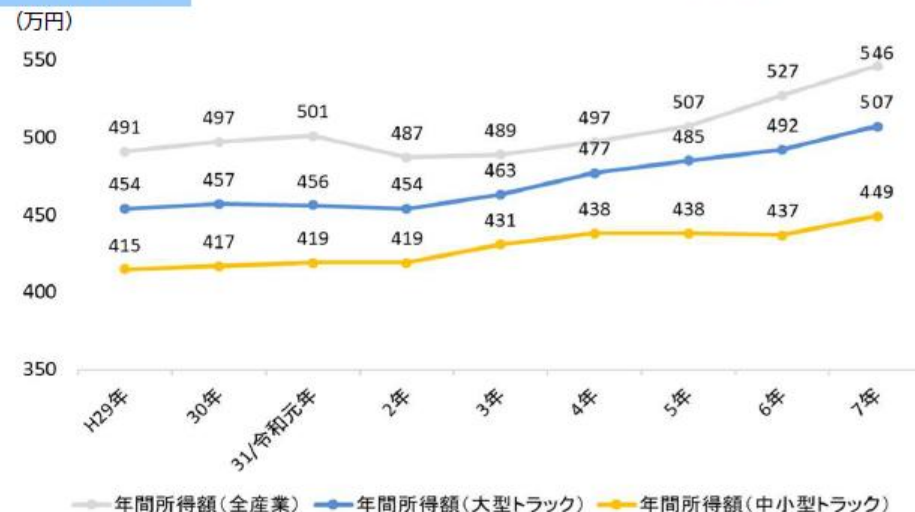
①労働時間

全職業平均より約2割長い。



②年間賃金

全産業平均より5%～15%低い。



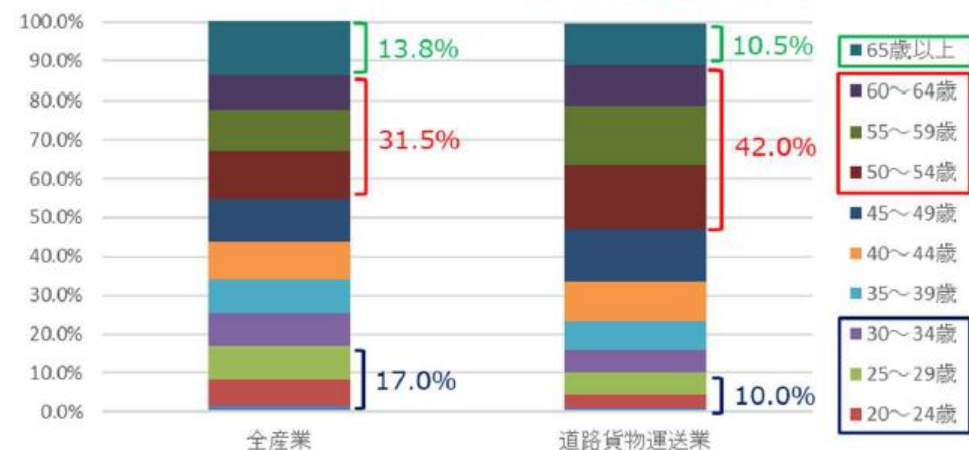
③人手不足

全職業平均より約2倍高い。



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
中年層の割合が高い。



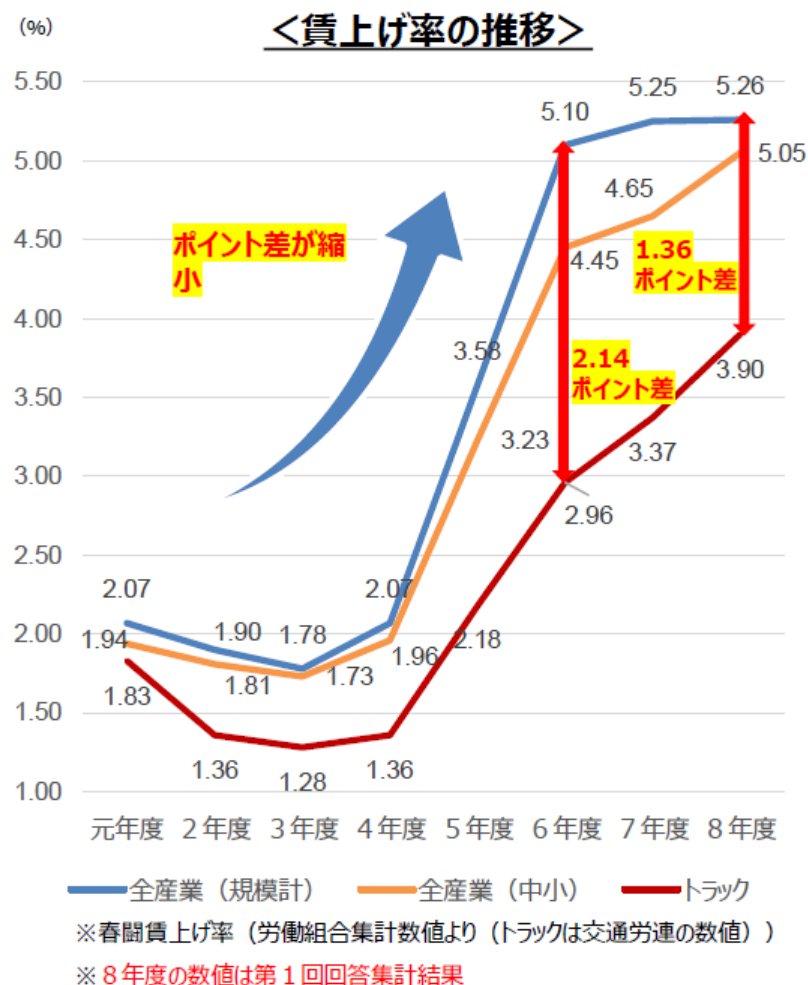
- トラック運送業は、取引関係における荷主等の立場が強く、コスト上昇分の価格転嫁が難しい状況。
- トラックドライバーの賃上げは進んできているが、全産業平均には及んでいない。

受注者の立場としてのトラック運送業では、調査対象30業種中、価格転嫁してもらえている状況が27位

価格転嫁の実施状況の業種別ランキング

価格転嫁		コスト増に対する転嫁率	各要素別の転嫁率		
			原材料	エネルギー	労務費
全体		53.3%	55.0%	48.9%	50.0%
1位	化学	64.5%	66.5%	60.9%	58.8%
2位	機械製造業	63.4%	68.3%	52.9%	60.4%
3位	卸売	61.8%	63.8%	56.8%	54.7%
⋮					
25位	廃棄物処理	39.6%	36.7%	38.2%	35.6%
26位	生活関連サービス	37.6%	35.3%	38.8%	32.2%
27位	トラック運送	36.5%	32.5%	35.4%	33.9%
28位	放送コンテンツ	36.9%	42.8%	44.6%	33.9%
29位	飲食サービス	34.0%	34.9%	44.6%	30.3%
30位	製薬	33.0%	25.7%	34.5%	26.5%

中小企業庁価格交渉促進月間（2025年9月）のフォローアップ調査結果より



平成30年6月改正の「働き方改革関連法」に基づき、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行（平成31年4月）の5年後（令和6年4月）より、**年960時間（休日労働含まず）**の上限規制が適用されることとなった。併せて、厚生労働省がトラックドライバーの拘束時間を定めた「**改善基準告示**」（**貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象**）により、拘束時間等が強化された。

○主な改正内容

	現 行	令和6年4月～
時間外労働の上限 （労働基準法）	なし	年960時間
拘束時間 （労働時間＋休憩時間） （改善基準告示）	【1日あたり】 原則13時間以内、最大16時間以内 ※15時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、293時間以内。ただし、労使協定により、年3,516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。	【1日あたり】 ・ 原則13時間以内、最大15時間以内。 ・ 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで16時間 ※14時間超は1週間2回以内 【1ヶ月あたり】 原則、年3,300時間、284時間以内。ただし、労使協定により、年3,400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。

トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間に関する調査結果

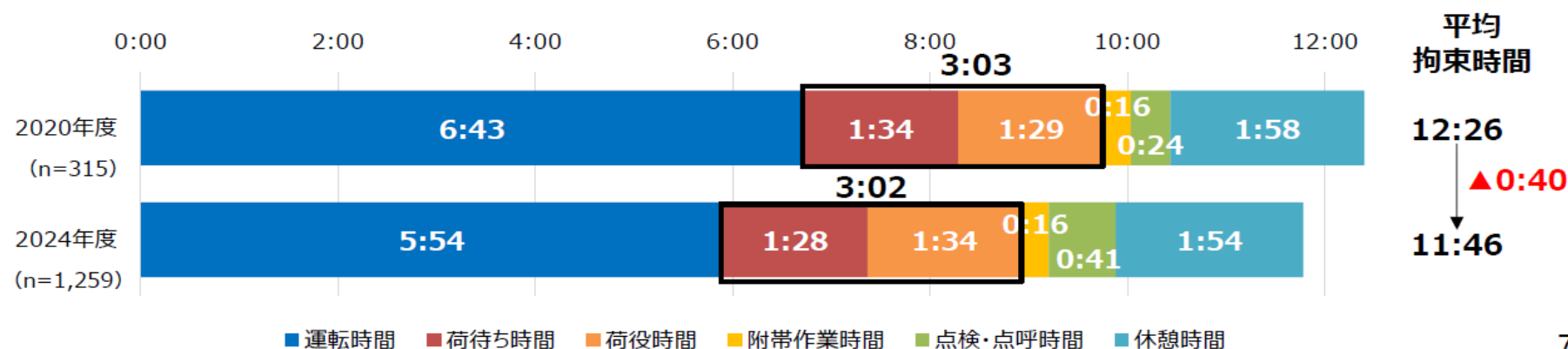
【調査概要】

- 調査対象：一般貨物自動車運送事業のうち実運送を行う事業者
- 調査期間：前回（2020年度）調査：2021年1月下旬から同年3月3日
今回（2024年度）調査：2024年9月19日から同年11月30日
- 調査内容：2024年4月から同年8月までの通常期における代表的な1日の運行について、主に以下の項目を調査
①運転時間、②荷待ち時間、③荷役時間、④附帯作業時間、⑤点検・点呼に要した時間、⑥休憩時間
- 回答状況：前回（2020年度）調査：1,315運行 今回（2024年度）調査：2,544運行

【調査結果概要】

- **トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間は11時間46分**であり、前回調査と比較して**約40分減少**しており、その主な要因は**運転時間の減少（▲約50分）**。
- **荷待ち時間と荷役時間の合計**については、前回と今回の調査結果を比較すると、**ほぼ横ばい**となっており、「物流革新に向けた政策パッケージ」※で定めた目標値には到達していない。 ※令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

＜トラックドライバーの1運行当たりの平均拘束時間とその内訳＞



○ドライバーの過労運転の防止や人材の定着を図り労働力不足に対応しつつ、必要な物資が必要なときに届くよう安定的な物流サービスを確保していくためには、中継輸送の実施をはじめ、人材確保の推進、物流DXの推進、モーダルシフトの推進、荷待ち・荷役時間の削減など、あらゆる政策・施策を総動員することが急務。

トラック事業が抱える課題

担い手の
確保・育成

ドライバー人 材 の確保

労働者の高齢化が進む中であって、若者、女性、外国人といった新たな人材の確保も推進。

- ・令和7年度補正予算等を活用し、荷役負担軽減のための機器（テールゲートリフター等）の導入支援。
- ・令和6年3月、**特定技能へ分野追加**を閣議決定。

労働生産性の
向上が課題

物流DX

自動運転、ドローン物流や自動倉庫等、物流DXを活用して物流の生産性を向上。

- ・令和7年度補正予算等を活用し、自動運転トラックの実装や物流施設におけるDX推進実証を支援。

トラックの
輸送力が不足

モーダルシフト

陸・海・空の輸送モードを総動員した新モーダルシフトの実施により、ドライバー負担を軽減。

- ・令和6年に「**新たなモーダルシフトに向けた対応方策**」をとりまとめ、**令和7年度補正予算**等を活用した支援。

荷主に対して
立場が弱い

荷主優位の 取引構造の改善

各種制度改正を通じて、トラック事業者の荷主に対する立場を強化。

- ・令和7年に**下請法を改正**（特定運送委託の追加）。
- ・令和6年に、**トラック・物流Gメン拡充**。
- ・令和7年に、**トラック適正化2法が成立**。

荷待ち・荷役
時間が長い

荷待ち・荷役 時間削減

荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を実施。

- ・令和6年に**物流効率化法を改正し、本年4月に全面施行**（荷主・物流事業者に対する規制、国による指導・助言や、勧告・命令等を実施）。

運転時間が課題

中継輸送の実施

中継輸送の促進により、日帰り運行を可能とし、ドライバー負担軽減による物流産業の魅力向上。

- ・**関連法案を提出**。
- ・合わせて、昨年12月決定の税制改正大綱及び令和8年度当初予算案に、**税制特例措置及び財政投融资**による支援を盛り込み。

2. 総合物流施策大綱（抜粋）について

- 物流を単なるコストではなく、新たな価値を創造するサービスとして捉え直し、より上質で魅力ある産業へと転換させるため、次期「総合物流施策大綱」を策定。

我が国の社会経済全体が直面する現状・課題

- 本格化する人口減少や担い手不足
- 社会全体のデジタル化やイノベーション
- 気候変動問題やカーボンニュートラル
- 国際競争力の低下や不確実性が高まる国際情勢
- 大規模自然災害やインフラの老朽化

物流を取り巻く現状・課題

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」等に基づく官民での取組の成果により、2024年度の約14%の輸送力不足を概ね克服し、2024年度を越えても物流の機能を維持
- 一方で、2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、今後、担い手不足が深刻化する中で、必要な物流の機能を維持するための施策の具体化・深度化が必要

今後の物流政策の方向性

- 2030年度までの物流革新の「集中改革期間」において、従来にない対策を抜本的かつ計画的に講じることにより、将来にわたって物流の持続可能性を確保していくとともに、我が国の成長エンジンや公共性の高いサービスとしての物流のポテンシャルを最大限に引き出すことが求められる。
- こうした認識の下、次期「物流大綱」が目指すべき今後の物流政策を、下記の5つの観点に分類し、国のみならず、物流事業者、発着荷主、一般消費者をはじめとした物流に携わるすべての関係者が一致団結して、物流の未来を切り拓く更なる飛躍の5年間となるよう、責任と覚悟を持って、一気呵成に施策を推進。
 - ① サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化
 - ② 物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換
 - ③ 持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善
 - ④ 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進
 - ⑤ 厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

総合物流施策大綱(2026年度～2030年度) 概要②

今後取り組むべき施策

1



サービスの供給制約に対応するための徹底的な物流効率化

- ・ **物流ネットワークの自動化・省人化**の推進（自動運転トラック、自動物流道路など）
- ・ 効果的な物流体系の構築に向けた**インフラ整備**や**新モダルシフト**等の推進
- ・ 地域の**ラストマイル配送等の持続可能な提供**の維持・確保

2



物流全体の最適化に向けた商慣行の見直しや荷主・消費者の行動変容、産業構造の転換

- ・ 改正物流法等を通じた**荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力**の強化
- ・ 適正な運賃収受等に向けた**価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化**の推進
- ・ トラック適正化2法等を通じた**トラック運送業界全体の構造転換**の推進

3



持続可能な物流サービスの提供に向けた物流人材の地位・能力の向上と労働環境の改善

- ・ トラック・倉庫・鉄道・船舶・港湾・航空等の**物流人材の確保・育成、労働環境の改善、生産性向上**の推進
- ・ **トラックドライバーの休憩環境の改善** ・ **輸送の安全確保**に向けた対策 等

4



物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

- ・ フィジカルインターネットの実現を見据えた**物流標準化・デジタル化**の推進
- ・ 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けた**サプライチェーン全体の脱炭素化**の推進

5



厳しさを増す国際情勢や自然災害等に対応したサプライチェーンの高度化・強靱化

- ・ サプライチェーンの高度化を通じた**我が国の物流の国際競争力強化**の実現（港湾・航空ロジスティクスの強化など）
- ・ 我が国の物流システムにおける**経済安全保障**や**サイバーセキュリティ**等の確保
- ・ 大規模自然災害等に備えた**物流ネットワークの強靱化**

総合物流施策大綱(2026年度～2030年度)に基づき今後取り組むべき施策④

4 物流に携わる多様な関係者の連携・協力による物流標準化と物流DX・GXの推進

(1) フィジカルインターネットの実現を見据えた物流標準化・デジタル化の推進

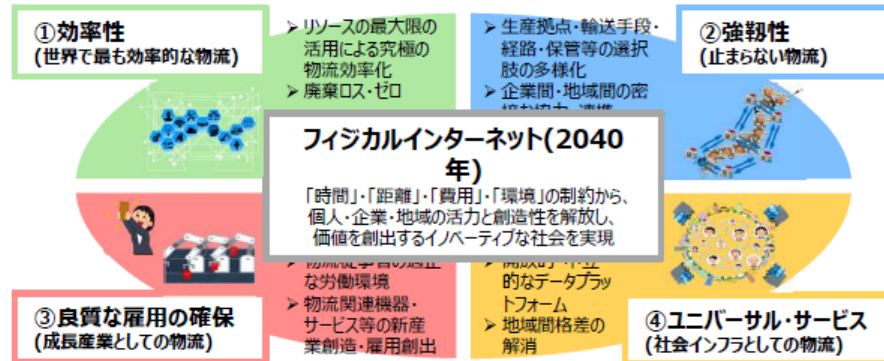
①「標準仕様パレット」の導入促進と物流標準化の対象領域の拡大



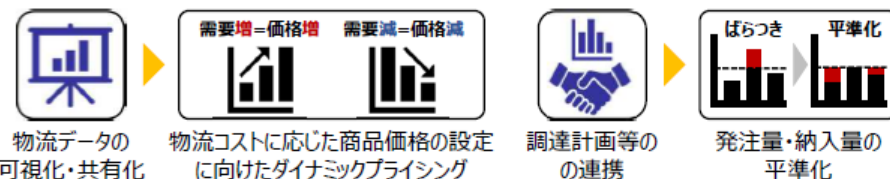
③物流のデジタル化・自動化・機械化等を通じた業務効率化の推進



④フィジカルインターネットの実現に向けた取組の推進



②荷主・物流事業者間の連携・協働によるデータ連携等の取組の深化

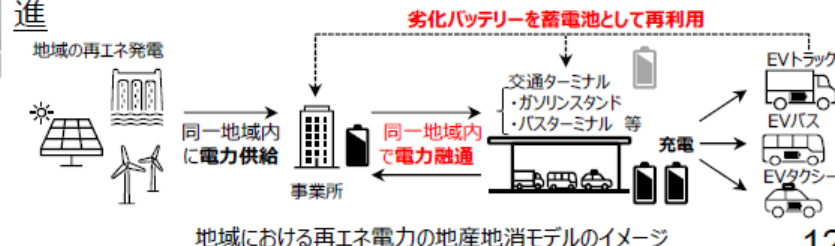


(2) 持続可能な地球環境やカーボンニュートラルの実現に向けたサプライチェーン全体の脱炭素化の推進

①サプライチェーン全体の脱炭素化の推進



②物流分野での再生可能エネルギー等の地産地消や循環経済(サーキュラーエコノミー)の実現に向けた取組の推進



3. 物流DXの推進事業について

デジタル技術を活用した荷主・物流事業者の行動変容促進事業

令和7年度補正予算 600百万円

事業目的

- 物流統括管理者が主体となって複数の荷主・物流事業者間のデータの可視化・共有化を進める取組を支援し、物流コストに応じた運賃・商品価格の設定、物量の平準化、配車・運行計画の最適化等の物流改善を推進。

事業概要

物流統括管理者が主体となった 荷主・物流事業者間の協働・協調の取組を推進

物流コストに応じた運賃・商品価格の設定



計画情報の連携による物量の平準化



AI等を活用した配車・運行計画の最適化



対象経費・予算額

補助対象：AI等の先端技術を活用した物流改善に取り組む荷主・物流事業者・物流システム事業者等が参画した協議会等
補助率等：1件当たり最大5,000万円程度（定額補助）

中小物流事業者の労働生産性向上事業

令和7年度補正予算 200百万円

事業目的

- 荷役作業の効率化や積載率の向上等を促すため、荷主・物流事業者等が取り組む「標準仕様パレット」の導入や「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ連携による共同輸配送や帰り荷確保等を支援。

事業概要

1. 荷役等の効率化に向けた「標準仕様パレット」の利用促進支援事業

- ・「標準仕様パレット」※導入に係る支援（フォークリフト、パレタイザー、ラック等のパレット運用に必要な物流設備の導入・改修費用、現有自社パレットの処分費用等）
- ・「標準仕様パレット」の効果的な活用に係る支援（複数事業者間でのパレットの動態管理のためのタグ・バーコード等の読み取り機器の導入費用等）

【補助上限・補助率】 1件あたり最大1,000万円（補助率1/2）

※「官民物流標準化懇談会 パレット標準化推進分科会 最終とりまとめ」(令和6年6月公表)で整理された平面サイズ1,100mm×1,100mm、レンタル方式等の規格・運用をいう。

「標準仕様パレット」の導入促進



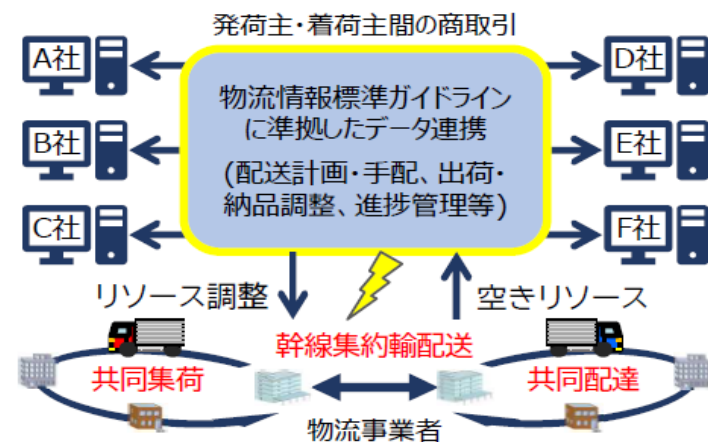
2. 共同輸配送や帰り荷確保等のための物流データ連携促進支援事業

- ・複数の荷主・物流事業者等で構成される協議会に対し、物流データの標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」※に準拠したデータ連携を通じて共同輸配送や帰り荷確保、配車・運行管理の高度化等に取り組む場合のシステム構築・改修等を支援。

※「物流情報標準ガイドライン」に準拠したデータ形式の例

- ①住所の表記は、'東京都千代田区霞が関2-1-3'、'東京都千代田区霞が関二丁目一番三号'等ではなく、郵便番号コードに則った形式（'10000132-1-3'）で記載
 - ②配達予定日の表記は、'YY/MM/DD'等ではなく、'YYYYMMDD'で記載
 - ③数量の表記は、'個数'や'個数単位コード'を併せて記載（例：500ケース → '500' + 'CS'）
- ⇒システム開発や維持コストの最小化、ビッグデータ化を通じた物流の最適化等の実現にも寄与

【補助上限・補助率】 1件あたり最大6,000万円程度（補助率1/2）



事例紹介

Q&A機能より、回答してほしい登壇者名を明記のうえ、ご質問を投稿ください。

ご登壇者様情報

- 神代 秀崇 様
六興実業 株式会社マネージャー
- 古尾谷 宗一郎 様
神奈川県中小物流事業者地域連携モデルシフト検討協議会(幹事会社:(株)PURELOGI)
- 北本 優人 様
株式会社 Hacobu マーケティングコミュニケーション部

質疑応答

Q&A機能より、回答してほしい登壇者名を明記のうえ、ご質問を投稿ください。

ご登壇者様情報

- 神代 秀崇 様
六興実業 株式会社マネージャー
- 古尾谷 宗一郎 様
神奈川県中小物流事業者地域連携モデルシフト検討協議会(幹事会社:(株)PURELOGI)
- 北本 優人 様
株式会社 Hacobu マーケティングコミュニケーション部

閉会のご案内

【事後アンケートへのご協力をお願い】 所要時間:3分～

簡単なアンケートにご協力ください。

次回以降に視聴したい内容や、法制度に関する質問を投稿することも可能です。

メールアドレスをご登録いただくと、次回の開催情報をお届けいたします。



Zoomを退室されると、事後アンケートのリンクが表示されます。

こちらからもアクセス可能です。

【目安箱のご紹介】

国土交通省では、「トラック・物流Gメン」が、悪質な荷主・元請事業者等の是正指導を行っています。荷主・元請事業者等による違反原因行為にお困りの場合や荷主等の無許可経営等原因行為の情報がございましたら、目安箱へお寄せください。

[自動車:荷主等の違反原因行為・無許可経営等原因行為の通報窓口について - 国土交通省](#)

本オンライン説明会は毎月1回開催しています。

次回開催日は、6/24(水)14:00～(担当:中部運輸局)です。

次回も是非ご参加ください。ご清聴ありがとうございました。